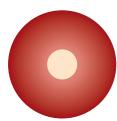




Photo by KAZ Kuroki



Saitobaru Archaeological Museum  
of Miyazaki Prefecture



# 宮崎県立 西都原考古博物館年報

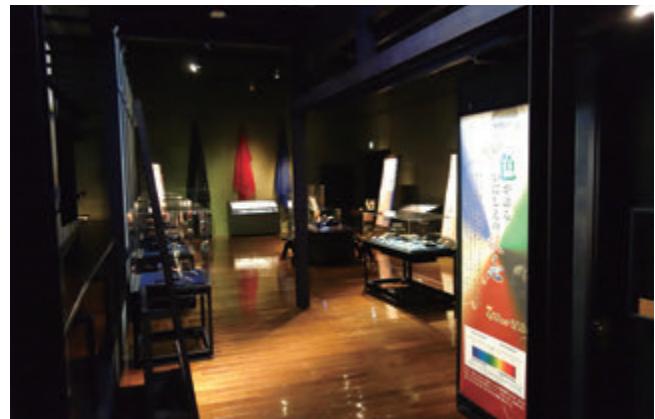
2017(平成29)年度

2018年6月

宮崎県立西都原考古博物館  
Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture

## 企画展 I「色が語る いにしえの技と心」

2017年4月22日(土)～6月18日(日)



## 特別展「日向諸県君と葛城氏」

2017年7月15日(土)～9月10日(日)



# 国際交流展「台湾鉄器文化の粹～新北市十三行遺跡と人びと～」

2017年10月7日(土)～12月3日(日)



## 企画展Ⅱ「豊と日向～日出る国の考古学～」

2018年1月13日(土)～3月18日(日)



2017(平成29)年度

# 宮崎県立西都原考古博物館年報



Saitobaru Archaeological Museum  
of Miyazaki Prefecture

西都原  
考古  
博物館

2018年6月

宮崎県立 西都原考古博物館  
Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture

## 例　　言

- 1.本書は、2004（平成16）年4月17日に開館した宮崎県立西都原考古博物館の2017（平成29）年度一年間の足跡をまとめたものである。組織及び事業の詳細など、当館の活動を広く周知いただき、博物館活動への一層の理解と協力を得る一助ともすべく刊行するものである。
- 2.本書の執筆は、館職員で分担し、文責は文末に明記した。編集は、学芸普及担当主任主事 加藤徹が行った。
- 3.表紙写真は、黒木一明氏の撮影による。

# 目 次

I	県立西都原考古博物館の概要	
1	沿革	1
2	基本理念	2
3	組織	2
4	施設	3
5	宮崎県博物館協議会	4
6	宮崎県立西都原考古博物館 中期運営ビジョン	5
II	活動総括	9
III	利用状況	
1	施設利用状況	11
2	資料収集	12
3	館内資料利用及び貸出状況	12
IV	事業報告	
1	特別展、企画展、その他の展示	
(1)	企画展 I 「色が語る いにしえの技と心」	15
(2)	特別展「日向諸県君と葛城氏」	15
(3)	国際交流展「台湾鉄器文化の粋～新北市十三行遺跡と人々～」	15
(4)	企画展 II 「豊と日向～日出る国の考古学～」	16
(5)	その他の展示	
•	collection gallery 展 I 「修理と転用」	16
•	collection gallery 展 II 「海幸・山幸の世界」	16
•	collection gallery 展 III 「蛇行剣」	16
•	collection gallery 展 IV 「ものの見方」	17
•	通年企画展示「西都原古墳群の最新調査」	17
2	国際交流事業	17
3	教育・普及事業	18
4	考古博物館少年団	18
5	博物館実習・職場体験・インターンシップ	19
6	考古博物館資料整備事業	19
7	世界遺産調査研究事業	20
8	西都原古墳群調査整備活性化事業	21
9	特別史跡西都原古墳群保存整備事業	21
10	博物館運営支援業務 (NPO 法人 i さいと)	21
11	刊行物	24
12	各職員の研究・活動等記録	25
V	関係法規等、その他	
1	条例、規則等	28
2	各種様式	36
3	利用案内	45

# はじめに

宮崎県立西都原考古博物館の運営に対しまして、日頃より県内外の多くの皆様方から御協力、御支援をいただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。

特別史跡西都原古墳群と一体となったフィールドミュージアムとして、2004（平成16）年4月17日に産声を上げた宮崎県立西都原考古博物館も、この春で15年目を迎えました。開館以来当館は、「考古学を通じ、過去を知り、今を認識し、未来を創造する活力を築く博物館」を基本理念に、南九州の人々の生きた証を見つめる「人と歴史の博物館」として、資料の収集や調査・研究、史跡の保存整備、展示、教育普及、国際交流事業など幅広い活動に取り組んで参りました。このような活動を円滑に進めることができますのも、開館当初から献身的に支えていただいたボランティア及びNPOの皆様のお力添えの賜物と改めてお礼申し上げます。

おかげをもちまして、2017（平成29）年度は129,278名の方に御利用・御来館いただき、2016（平成28）年度に引き続いて目標の12万人を超え、口蹄疫発生前の状況を取り戻しつつあります。これからも、現状に甘んじることなく、一人でも多くの方に利用していただけるよう、職員一丸となって取り組んで参る所存です。

ところで、現在、社会状況の急激な変化によって、文化財保護を取り巻く環境が厳しくなる中、文化財を活用して新しい経済的価値を創造していこうという政策が文化庁等を中心が始まっています。博物館本来の機能の充実とともに、地域の観光振興に果たす役割に期待が集まっています。

県においても、2020（平成32）年の東京オリンピック・パラリンピックや本県で開催されます国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭に向けて、新たな文化財の掘り起こしとともに、その魅力を積極的に発信し、県内各地への観光客の誘導を図ることにより、更なる文化財の保護・継承につなげる取組が進められています。

当館と致しましても、収集・保存、調査・研究という博物館の本質的な役割をしっかりと果たし、保存と活用のバランスをとりながら、魅力ある展示、ICTを活用した情報発信、調査活動とリンクした気づきや発見のある古代体験活動、各種文化活動とコラボレーションした取組等、新たな試みに挑戦して参ります。そのことが、地域の宝である西都原古墳群を核とした地域の活性化にもつながると確信しております。

今後も、開館当時の理念と目標を具現化すべく、「県内外の多くの方々により一層親しまれる、開かれた、そして進化する博物館」を目指し組織一体となって取り組んで参りますので、皆様方のなお一層の御指導と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

2018（平成30）年6月

宮崎県立西都原考古博物館

館長 大山江里子

# I 県立西都原考古博物館の概要

## 1 沿革

- 1994(平成 6)年4月 「西都原古墳群保存整備検討委員会」を設置
- 1995(平成 7)年3月 「西都原古墳群保存整備活用に関する基本計画」を策定
- 1996(平成 8)年3月 「西都原古墳群及びその周辺地域整備構想」を策定
- 1998(平成10)年3月 「西都原古墳群及び周辺地域整備アクションプログラム」を策定
- 11月 自治省リーディング・プロジェクト事業「西都原古墳群及びその周辺地域整備プロジェクト」の採択
- 1999(平成11)年3月 「西都原古墳群及びその周辺地域整備プロジェクト」を策定
- 4月 西都原資料館再編整備検討委員会及びワーキンググループ設置
- 5月 西都原資料館再編整備検討委員会を開催
- 7月 「西都原資料館再編整備基本構想及び基本計画」を策定
- 11月 基本設計を契約
- 2000(平成12)年7月 展示室ディスプレイ等の実施設計を契約
- 2001(平成13)年2月 建物の実施設計を契約
- 2002(平成14)年3月 建物の建築工事を契約、着工(3月12日)
- 2003(平成15)年8月 竣工(8月27日)
- 9月 県立西都原考古博物館条例が県議会で可決
- 11月 県立西都原考古博物館条例施行(11月1日)  
機関設置、職員発令(11月1日 館長他10名)
- 2004(平成16)年4月 開館記念式典(4月16日)  
開館(4月17日)  
開館記念特別展「遺物たちの帰郷展」開催(～6月20日)  
天皇皇后両陛下ご視察(4月25日)
- 6月 財団法人日本博物館協会加入(6月21日)
- 10月 九州博物館協議会加入(10月6日)
- 2008(平成20)年1月 韓国国立中央博物館考古部との学術文化交流協定締結(1月11日)
- 12月 韓国国立中原文化財研究所との学術文化交流に関する約定書締結(12月10日)
- 2013(平成25)年1月 累積入館者数100万人を達成(1月20日)
- 12月 台湾新北市立十三行博物館との学術文化交流協定締結(12月23日)
- 2014(平成26)年4月 開館10周年記念式典(4月18日)
- 11月 韓国国立羅州博物館との学術文化交流協定締結(11月14日)

## 2 基本理念

### (1) 博物館事業理念

#### 『未来日向の創造』

宮崎県立西都原考古博物館は、考古学を通じ、過去を知り、今を認識し、未来を創造する活力を築く博物館です。私たちは、それらの実現のために組織一体となって、協働していきます。

### (2) 施設コンセプト

- 利用者と共に成長（常新）する博物館
- 利用者一人一人のための博物館
- 次代を担う人材育成に寄与する博物館

### (3) 建築コンセプト

西都原古墳群の景観と歴史的背景をもとに、現在の自然や地形の保存を心がけ、南九州独特の「柄鏡形前方後円墳」の平面形をモチーフとして計画したものである。展示室は、自然の土の中に埋め戻し、そこへ導くエントランス空間は、景観を乱すことなくランドマークとしての入り口を明示する建築形態とした。外壁は、歴史的景観に配慮し、鬼の窟の横穴式石室を思わせる石貼りと、コンクリート打ち放し仕上げについては「つた」をはわせ、周りの自然と調和した景観となるようにしている。

### (4) シンボルマーク



西都原考古博物館のシンボルマークは、様々な対比を表している。

「●」と「■」、「赤」と「青」という究極のシルエットが対峙する構図を基本とする。

どの時代の人も必ず直面する「生と死」、日々の生活の舞台である「大地と大空」、「光と影」、

「火と水」、「動脈と静脈」、「北と南」、「東と西」など様々な対比である。

古代においては、政治的連合の証である前方後円墳をはじめとする「高塚古墳」と、地下を志向した南九州独特の墓制である「地下式横穴墓」という対比があり、中央を標榜する「畿内社会」と、辺境と見なされた「南九州社会」の対比がある。

二つのシルエットの対比によって、見る人それぞれのイメージ世界との対比と交感を象徴している。

## 3 組織

<2018(平成30)年度>

2018(平成30)年4月1日現在

館 長	大山江里子
副館長	山元 高光

【管理担当】

担当リーダー	副主幹	長谷 文惠
	主査	野下 修一
	主査	野澤 弘志

【学芸普及担当】

担当リーダー	主幹	東 憲章
	主査	田中 敏雄
	主査	堀田 孝博
	主査	谷口 晴子
	専門主事	永友 良典
	主任主事	加藤 徹
	主事	留野 優兵

<2017(平成29)年度>

館 長	向井 大蔵
副館長	大山江里子

【管理担当】

担当リーダー	副主幹	長谷 文惠
	主任主事	野澤 弘志
	主任主事	平田 利恵

【学芸普及担当】

担当リーダー	主幹	東 憲章
	主査	田中 敏雄
	主査	堀田 孝博
	主査	藤木 聰
	主査	谷口 晴子
	専門主事	永友 良典
	主任主事	沖野 誠

## 4 施 設

(1) 名 称	宮崎県立西都原考古博物館
(2) 所在地	宮崎県西都市大字三宅字西都原西 5670 番
(3) 設置年月日	2003(平成15)年11月1日
(4) 開館年月日	2004(平成16)年4月17日
(5) 敷地面積	90,122.25 m <sup>2</sup>
(6) 建 物	
①建築面積	2,334.45 m <sup>2</sup>
②延床面積	6,678.63 m <sup>2</sup>
③構 造	鉄筋コンクリート造 4 階建 (地下1階、地上3階)
④居室別面積	
展示室	1,355.63 m <sup>2</sup>
収蔵展示室	18.00 m <sup>2</sup>
第1収蔵庫	139.83 m <sup>2</sup>
第2収蔵庫	170.07 m <sup>2</sup>
第3収蔵庫	148.83 m <sup>2</sup>
重要物収蔵庫	25.32 m <sup>2</sup>
機械室(大)	236.70 m <sup>2</sup>
機械室(小)	43.78 m <sup>2</sup>
エントランス	197.42 m <sup>2</sup>
ホール	325.90 m <sup>2</sup>
講師控室	14.48 m <sup>2</sup>
救護室	11.63 m <sup>2</sup>
館長室	36.00 m <sup>2</sup>
副館長室	20.25 m <sup>2</sup>
事務室・研究室	189.91 m <sup>2</sup>
応接室	43.99 m <sup>2</sup>
情報処理室	36.00 m <sup>2</sup>
保存処理室	66.00 m <sup>2</sup>
資料保管室	15.75 m <sup>2</sup>
整理室	49.69 m <sup>2</sup>
セミナー室	99.82 m <sup>2</sup>
トラックヤード	49.72 m <sup>2</sup>
情報利用コーナー	21.90 m <sup>2</sup>
閲覧室	86.15 m <sup>2</sup>
図書室	66.00 m <sup>2</sup>
展望ラウンジ	133.92 m <sup>2</sup>
その他	3,075.94 m <sup>2</sup> (ロビー・階段・通路等)

## (7) 構成施設

### 西都原古代生活体験館

①建築面積	941.68 m <sup>2</sup>
②延床面積	1,014.23 m <sup>2</sup>
③構 造	木造平屋一部 2 階建
④棟別面積	
セミナー棟	571.94 m <sup>2</sup>
古代構法棟	315.93 m <sup>2</sup>
渡り廊下棟	99.36 m <sup>2</sup>
古代住居	27.00 m <sup>2</sup>

## (8) 関連施設

### 西都原古墳群遺構保存覆屋

①建築面積	1,394.00 m <sup>2</sup>
②延床面積	1,394.00 m <sup>2</sup>
③構 造	鉄筋コンクリート造 木造平屋一部 2 階

### 13号墳内部主体見学施設

①建築面積	22.89 m <sup>2</sup>
②延床面積	22.89 m <sup>2</sup>
③構 造	鉄骨造平屋

### 4号地下式横穴墓保存見学施設

①建築面積	21.24 m <sup>2</sup>
②延床面積	21.24 m <sup>2</sup>
③構 造	鉄骨造平屋

## 5 宮崎県博物館協議会

県条例に基づき、宮崎県総合博物館と宮崎県立西都原考古博物館の運営に関し、教育関係者・有識者等で構成された委員が、各館長の諮問に応ずると共に、各館に対して意見を述べる機関である。

### (1) 宮崎県博物館協議会委員

任期：2016（平成 28）年 7 月 30 日～2018（平成 30）年 7 月 29 日

(区分別)

区分	氏名	役職名等	専門
学校教育関係者	笠岡 和代	宮崎カトリック幼稚園長	幼稚園
	小園 裕美子	小林市立須木中学校長	小中学校
	坂本 奈美	県立みやざき中央支援学校長	県立学校
	堀田 由美子	尚学館小学校長（私立学校代表）	私立学校
	米良 郁子	新富町教育長（市町村教育長連絡協議会代表）	教育行政
社会教育関係者	壱岐 英児	元宮崎県子ども会育成連絡協議会事務局長	子ども会
	浜砂 澄子	宮崎県地域婦人連絡協議会副会長	婦人団体
家庭教育関係者	野瀬 直子	元宮崎県 P T A 連合会副会長	P T A
学識経験者	金子 弘二	宮崎大学名誉教授	地質
	柴田 博子	宮崎産業経営大学法学部教授	歴史
	出口 智久	宮崎市フェニックス自然動物園長	動物
	富高 敏明	みやざき観光コンベンション協会専務理事	観光
	前田 博仁	宮崎県民俗学会副会長	民俗
	安井 伸二	宮崎県社会福祉協議会副会長	社会福祉
	八ツ橋 寛子	宮崎大学教育学部准教授	植物
	柳澤 一男	宮崎大学名誉教授	考古
公募委員	後藤 徹一	元県立都農高等学校長	

※役職名は2017(平成29)年9月6日現在(区分毎に五十音順)

### (2) 開催状況

期日：2017（平成 29）年 9 月 6 日（水）

会場：宮崎県立西都原考古博物館 1 階ホール

議題：①平成 28 年度総合博物館の事業報告及び評価について

②平成 28 年度西都原考古博物館の事業報告及び評価について

③平成 29 年度総合博物館及び西都原考古博物館の事業計画について

④その他

【参考】 会議終了後、特別展「日向諸県君と葛城氏」見学

## 6 宮崎県立西都原考古博物館 中期運営ビジョン（平成27～31年度）

### 1 ビジョン策定の目的

宮崎県立西都原考古博物館は、昭和43年に風土記の丘整備事業の中で設置された「西都原資料館」を前身とし、西都原資料館再編整備基本構想及び基本計画に基づいて建設され、平成16年4月に開館した考古学専門の博物館である。

開館以来、豊かな自然と優れた歴史的景観を誇る特別史跡西都原古墳群と一体となったフィールドミュージアムとして、調査・研究・史跡の保存整備・資料の収蔵・展示・古代生活体験・教育普及・国際交流など、幅広い活動を行ってきた。

展示において、秋の特別展は、開館からの5年間は韓国と南九州の関係を考える「日韓交流展」として、そして平成21年度からは、台湾を加えた東アジア規模の「国際交流展」として位置づけて実施してきた。

以上の取組の結果、平成25年1月には、開館からの累計来館者数が100万人を突破したところである。

今年度は、開館から10年が経過した重要な節目の年であり、これまでの10年間を振り返り、開館時の基本理念に立ち返り、新たな今後の運営ビジョンを策定する必要がある。

一方、開館後に「博物館法」が改正され、新たに博物館の努力義務として、「運営の状況に関する評価等」が規定された。

以上のことから、事業評価も含めた今後5年間の中期運営ビジョンを策定するものである。

### 2 ビジョンの期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

### 3 ビジョンの基本理念

#### （1）博物館事業理念

##### 『未来日向の創造』

西都原考古博物館は、考古学を通じ、過去を知り、今を認識し、未来を創造する活力を築く博物館である。博物館は、それらの実現のために組織一体となって活動していく。

### （2）コンセプト

#### ○ 利用者と共に成長（常新）する博物館

考古学の情報は過去の固定化した情報ではなく、常に多くの歴史を物語ろうとしている。展示は、そうした資料の持つ情報の多面性・多層性を表現することを目指す“「常新」展示”という発想に基づいて展開する。

この“常新”の考え方は、“保存・活用、調査・研究”活動ならびに“教育・普及”活動へも通底し、利用者と共に成長する博物館活動を目指す。

#### ○ 利用者一人ひとりのための博物館

県民をはじめとした多様な利用者一人ひとりが、自主性・主体性を発揮して博物館活動に関わることのできる知的集客空間を目指す。

博物館と利用者の対話と連携を通じ、個としての関わりを実感できる“私の博物館”となることをを目指す。

#### ○ 次代を担う人材育成に寄与する博物館

考古学を手がかりとして地域の独自性を掘り起こし、新たに表現、創造する活動を通じ、南九州の人々の生きた証を見つめ、地域から発信する総合的な学問として組み立てていく。これは、これからの中崎県、そして我が国を担う人材育成へつながることを目指すものである。

西都原考古博物館は、西都原古墳群と一体となった遺跡博物館であり、ここを拠点に地域の誇りを磨き直すことで、地域活性化の核となることをを目指す。

### 4 博物館運営の基本方針

基本理念を実現するため、本館の4つの特徴を活かした運営を行う。

#### ○ フィールドミュージアム

古墳群全体を展示空間としてとらえ、利用者が様々な博物館活動を通して、古墳の知識を学び、時代のイメージを思い描くことができるよう導く。

#### ○ 常新展示

研究の成果を常に新鮮な形で利用者に提供し、そのニーズに応じて断続的に内容を変化

させる展示を行う。

「常設展示」の概念を廃し、固定化することなく常に新しい情報として発信する「常新展示」の考え方に基づいて展開する。

### ○ ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、言語、知識等の違いを意識することなく、博物館を訪れる方すべてが安心して利用できるよう施設や設備を整えるとともに、職員やボランティアガイドによる人的なアテンドを充実させる。

### ○ 県民等との協働による運営

ボランティアガイドの育成、ミュージアムショップの運営、団体予約の調整等を運営支援業務として委託し、博物館とNPO法人との協働による運営形態を取り入れている。地域や県民等との連携強化を図り、より親しみやすい博物館を目指す。

#### （1）調査研究

- ・幅広いテーマの調査・研究に取り組み、その成果を常に展示や史跡整備にフィードバックすることにより、たえず成長し発展する博物館の原動力とする。
- ・国内外の研究者と積極的に交流を行い、研究協力体制の強化を図る。

#### （2）資料収集と保存活用

- ・宮崎県の貴重な考古資料を次世代に伝えるため、資料の収集・整理を行い、その保存や維持管理に関する技術・方法の開発に努める。
- ・資料の館内外の活動への積極的な活用を図る。
- ・資料のデータベース化と情報の積極的な公開を図り、他機関との連携を深める。
- ・図書や写真等の資料収集に努め、様々な利用者による活用に供する。

#### （3）展示

- ・古墳時代を中心とした、本県の特徴を浮き彫りにする展示を行う。
- ・利用者の更なる探究心を誘うために、最新の研究成果に素早く対応した展示を行う。
- ・国際交流展など郷土と世界とのつながりを

意識できる展示を行う。

・利用者それぞれの興味や関心によって、多様な情報が得られる奥行きのある展示を行う。

### （4）情報発信

- ・国内外の関係機関との連携を図り、情報の受発信の核となるよう努める。
- ・本館ホームページ、各種広報紙をはじめ、様々なメディアを通して積極的に情報を発信する。

### （5）教育普及

- ・生涯学習や学校教育に活かすことができる講座や各種のプログラムを提供する。
- ・児童生徒をはじめ、県民一人ひとりが本県の貴重な文化財に親しむための機会を充実させる。
- ・県内の小・中・高校との連携により、児童生徒の学校教育における本館の利用促進を図る。

## 5 実施方針

事業を推進するに当たっては、基本方針を踏まえて以下の通り実施する。

#### （1）調査研究

- ・特別史跡西都原古墳群の全容を理解するため、分布調査、測量、発掘調査等を実施するとともに、その保存と活用に関する研究を進める。
- ・地中レーダー探査の研究と実践を行う。南九州の特徴的な墓制であり地上からは直接見ることができない地下式横穴墓の把握や、保存を前提とした史跡の調査、広域遺跡の概要把握など、非破壊的調査の必要性は高く、その方法論の確立と普及に関する研究を進める。
- ・実験考古学の視点から、古代生活体験に関するメニューの開発や、指導法の改善に努める。
- ・調査研究の成果を、あらゆる機会をとらえて積極的に公開する。展示や諸プログラムに反映させ、史跡の保存整備に活かす。また、研究と活動の現状を広く世に問うため、年報や研究紀要、図録や報告書等で情報の共

有化を図る。

- ・国内外の研究者との交流を図り、最新の研究の動向をとらえ、本県の考古学研究の牽引者となるように努める。

論文等の執筆、研究発表等	年 1 回以上
(* 学芸普及担当職員毎)	

## (2) 収集保存

考古学専門の博物館として、県内の遺跡から出土した資料の収集保管を行う。特に古墳時代を中心とする鉄製品と古人骨は、当館の収蔵資料の核であり、全国随一の質と量を誇る。こうした資料の収集、保存、管理業務は博物館の基本であり、データベースの構築により、より多くの利用者の活用に供する。

### ① 鉄製品

地下式横穴墓から出土した古墳時代の鉄製品を中心に収蔵し、保存のための化学的な処理を施し、データベースを整備することで、貴重な文化財を劣化させることなく次世代へ引き継いでいく。

保存処理件数	年 50 件以上
(* 外部委託を含める。)	

### ② 古人骨

地下式横穴墓から出土した古墳時代人骨を中心に、800 体以上を収蔵している。形質人類学や分析科学と連携しながら、過去に生きた人々にダイレクトに迫る貴重な資料群として、適切な収蔵管理とデータベース登録を行う。

### ③ 土器・石器等

考古学において最も普遍的な資料である土器や石器について、分類と修復を進めることで資料としての活用の幅を広げていく。

### ④ 図書・写真等

重要な博物館資料として、実物資料以外にも図書や写真等について、収集・整理分類・登録を進め、利用者の活用に供する。

収集、分類、登録件数	年 1000 件以上
------------	------------

## (3) 展示

全ての展示は、「常新展示」の考え方に基づいて展開する。展示資料や説明パネルの更新、複数資料の組合せによる多面的な情報の提供など、多様な展開を実現する。開館以来実施している特別展、国際交流展及び企画展等についても、常新展示の一環として今後も継続的に実施していく。

入館者数	年 12 万人
------	---------

### ① 特別展

県外資料を含めて展示構成を行い、日本列島における南九州の地域性を明らかにする。

実施回数	年 1 回
------	-------

### ② 国際交流展

韓国、台湾など国外資料を含めて展示構成を行い、東アジアにおける南九州の位置づけを明らかにする。

実施回数	年 1 回
------	-------

### ③ 企画展

主に県内資料により展示構成を行う。古代日向の特徴について、様々な視点で情報発信する。

実施回数	年 2 回
------	-------

### ④ コレクションギャラリー展

主に館蔵資料により展示構成を行う。調査研究や資料管理等、日々の博物館業務の中から設定されるテーマに沿って、焦点を絞った情報発信を行う。

実施回数	年 3 回
------	-------

### ⑤ その他の展示

考古学に限らず、関連する諸学問や諸分野に関する展示等を行い、多角的な視点で南九州を見つめる。

## (4) 情報発信

地元西都市や関係諸機関と連携し、様々な

広報手段を活用して、県内はもとより、県外等へ博物館の情報を発信していく。

### ① 広報活動の充実

- ・博物館の利用者を増やすために、様々な広報媒体を使って館の情報発信を実施していく。
- ・各市町村教育委員会、各社会教育施設等の関係機関へ博物館の利用について、働きかけを行っていく。

報道機関への情報提供回数	年 12回以上
--------------	---------

### ② 博物館ホームページの充実

博物館の最新の情報を発信する主要なツールとして、博物館ホームページの継続的な更新を実施していく。

更新回数	月 2回以上
------	--------

## （5）教育普及

宮崎県の文化財に対する理解を深めるため、県民への教育普及活動を計画的に実施する。また、学校教育における本館利用を促進し、学校教育との連携を図っていく。

### ① 生涯学習の一環としての教育普及活動 (少年団活動を含む)

- ・講演会や考古博講座、体験・実験講座を実施する。
- ・古代生活体験メニューの充実を図り、実践的に学べる機会を提供する。
- ・その他、見学会や説明会など関連活動を実施する。

講演会・講座の実施回数	年 15回以上
-------------	---------

### ② 学校教育との連携

- ・学校教育で活用できる博物館を活かした学習素材を提供する。
- ・教育研究会等が開催する各種事業を支援する。
- ・教職員研修を支援するとともに、館主催の教職員向け講座を実施する。
- ・中学生、高校生の職場体験や大学生のインターンシップ、博物館実習等の受け入れを

実施する。

## （6）経営

県の厳しい財政状況の中で、常に経営の効率化を図りながら、利用者のサービス向上に努めていく。

### ① 県民等からの意見の反映

アンケートを実施し利用者の要望や満足度を把握し、博物館の展示や諸活動に反映させる。また、博物館協議会の意見等を尊重し、館の運営に反映する。

### ② 県民等との協働

利用者の更なる満足度を高めるとともに、新たな利用者の創出につなげるため、県民等との協働の運営支援業務の更なる充実を図っていく。

### ③ 職員の資質向上

全職員が博物館の社会的役割を自覚し、貴重な文化財を未来へ継承していくため、研修等の充実により職員の資質向上に努める。

### ④ 危機管理体制の強化

日頃から職員一人ひとりの危機管理意識を高めるため、防災訓練や研修会を実施し、危機管理体制の更なる強化を目指す。

### ⑤ 施設・設備の管理

開館以来10年が経過し、施設・設備の老朽化が徐々に進んできている。限られた予算の中で、利用者が快適で安全に過ごせることを優先に考え、施設・設備の管理を行っていく。

## （7）その他

### ① 事業評価について

事業評価は、毎年度自己評価である内部評価と外部評価を実施する。外部評価は、宮崎県博物館協議会に報告し、意見を聴取する。また、評価結果は博物館ホームページ等で公表する。

### ② ビジョンの見直し

今後、県の行財政改革の変更等に伴い、財源等に著しい変更が生じた場合には、必要に応じてビジョンを見直す。

## II 活動総括

### 1 学芸普及担当

2017（平成29）年度の総入館者は前年度を上回る12万9千人であった。博物館活動の評価や果たすべき役割は、入館者数のみで測れるものではないが、開館以来積み重ねてきた日々の調査研究、展示、教育普及活動、国内外の関係機関との連携など、館としての実績と蓄積された力が、目に見える形の一つとして現れたことは、評価に値しよう。

#### 展示

当館展示の基本コンセプトは「常新展示」である。一つの展示空間の中で、大小合わせて年8回の展示会を行うなど、常に新しい情報を発信している。

企画展は県内資料を中心に構成し、年2回実施している。2017年度は、春季に企画展Ⅰ「色が語るいにしえの技と心」を、冬季に企画展Ⅱ「豊と日向～日出る国の考古学～」を開催した。これは、大分県立埋蔵文化財センターとの合同企画展であり、大分・宮崎両県の旧石器時代から近世までの考古資料を比較展示し、東九州という括りの中で、両地域の歴史と文化の共通点と相違点に焦点を当てた。当館での開催後には、同内容の展示を大分県側で行った。

特別展は県外資料を含めて構成し、年1回実施し図録を作成する。「日向諸県君と葛城氏」を開催し、宮崎平野部・奈良盆地・大阪平野部の古墳や関連遺跡からの出土資料を比較することで、各地域の関連の深さを紹介した。

国際交流展は海外資料も含めて構成し、年1回実施し図録を作成する。「台湾鉄器文化の粹～新北市十三行遺跡と人びと～」を開催した。これは、当館と学術文化交流協定を締結している台湾新北市立十三行博物館との共催で行った。

コレクションギャラリー展は館蔵資料で構成し、年4回実施する。2017年度は、①「修理と転用」、②「海幸・山幸の世界」、③「蛇行剣」、④「ものの見方」を開催した。これは、日常的な資料管理などの館業務の中での「気づき」

から問題点を抽出し、小展示を行うことで企画展・特別展へつながるテーマに発展させることを目的としたものである。

#### 調査研究

調査研究は博物館活動の根幹であり、日常的な取組の成果は、研究紀要や報告書等に掲載するとともに、展示に反映させている。

当館では、西都原古墳群をはじめ県内主要古墳の中レーダー探査を行っている。2017年度は西都原古墳群の堂ヶ嶋支群の他、宮崎市生目22号墳、宮崎市広瀬村45号墳、えびの市島内地下式横穴墓群などの探査を実施した。

2015年度から参加している「14県連携古代歴史共同研究事業」では、「古墳時代の玉類」をテーマに全国規模の研究が進められており、当館では雁木玉を中心に外来系の玉の検討を担当している。

#### ドイツ・チュービンゲン大学研究者との共同調査

西都原古墳群の優れた歴史的文化的景観を、客観的なデータに基づいて評価し、日本国内の他地域やヨーロッパとの比較検討を行うための共同研究に着手した。これは、独・チュービンゲン大学、広島大学の研究者と当館が共同して行うもので、無人飛行機やドローンによって撮影した画像を基に、西都原古墳群全域の三次元モデルを制作し、景観考古学の検討を行うものである。初年度の2017年11月には、基本データの収集を目的に、無人飛行機からの撮影を行った。今後数カ年の継続調査と検討を行う予定である。

#### 古墳群の保存整備

2014（同26）年度より「西都原古墳群調査整備活性化事業」（5か年計画）を実施している。

発掘調査では、第2支群の101号墳と第1支群の横穴墓群の調査を行った。101号墳は、171号墳に次ぐ西都原2例目の方墳であり、男狭穂塚女狭穂塚とその陪塚3基と共に特徴をもつ埴輪が出土した。横穴墓群は地中レーダー探査によって新たに発見されたもので、墓道を伴う横穴墓であることが確認された。

陵墓参考地周辺の調査では、女狭穂塚の第2周堀と、陪塚である171号墳との接続部の確

認を目的に発掘調査を実施した。

復元整備工事では、1997年度までに整備工事が実施された206号墳（鬼の窟古墳）について、石室前庭部の両側斜面の流土や、外堤の断面観察ポイントの経年劣化が顕著となつたことから再整備工事を行った。

## 国際交流

当館では、台湾新北市立十三行博物館（2013年12月協定締結）と、韓国国立羅州博物館（2014年11月協定締結）と学術文化交流協定を締結し、相互の人的交流・共同研究・展示会の開催などを行っている。

東アジアの視点から南九州を見つめるため、韓国・台湾両国との交流事業を推進することは、歴史や考古学上の研究視点を広げることにつながるとともに、相互理解の深化にも寄与するものである。

## 学校教育との連携

当館では、学校教育との連携を推進するため、教職員への働きかけを行っている。夏休みを利用した教員向け講座「授業で活かせる考古学」を開催している。

また、学芸員を目指す大学生の博物館実習や、大学・高校・中学からのインターンシップや職場体験、視察研修等も積極的に受け入れている。

## 古代生活体験

古代生活体験館は、古代に生きた人々の知恵と工夫を学び、道具を使った製作体験を行うことで生きる力を育むことを目的とした施設で、1997（平成9）年に開館した。2004年の当館開館に伴いその構成施設の一つとなった。

考古学専門博物館に設置される体験施設とは、単なるもの作り教室ではなく、「作ること、使うことを通して、実験考古学的に学び、気づくこと」を体験する場として、本物との対話を大切にしながら活動を行う必要がある。

## 世界文化遺産登録に向けて

宮崎県では、県内市町村とも連携し、記紀編さん1300年記念事業の一環として、「ユネスコ無形文化遺産」に向けて宮崎の神楽を、「世

界文化遺産」に向けて南九州の古墳文化を発信している。

当館の活動の全てが、こうした取組への具体的な実践であることを強く意識しなければならない。

（東）

## 2 管理担当

管理担当は、予算管理、施設・設備の維持管理、環境整備、総合受付案内、図書室管理、ホール等の貸し出し等の業務運営を行っている。

### 施設・設備管理

施設・設備の保守業務等は、警備業務、清掃業務、空調自動制御機器保守業務、環境整備業務など年間30件以上におよぶ契約を外部に委託し、維持管理に努めた。

開館から14年が経過しており、施設・設備の老朽化や更新時期を迎えているものがある。そのため建物保全計画を活用しながら、大規模なものについては膨大な予算を伴うため関係機関と協議を行いながら、また小規模なものについてはその都度、それぞれ計画的な修繕・改修に努めた。

主なものとしては、遺構保存覆屋の屋根雨漏り補修や中央監視装置無停電電源装置、監視カメラ設備の更新を行った。

### 危機管理

多数の人が利用する当施設では、非常時ににおいて、来館者を含めた館内にいる全て者の安全を確保することが最も重要である。

地震及び地震による火災発生等有事に、来館者等が無事に避難できるよう、通報・初期消火・避難誘導等の要領を習得することを目的に、館関係者（職員、NPO、警備・清掃・中央監視スタッフ）の防災訓練を、西都市消防本部職員立ち会いのもと、2月21日に実施した。

また消火器・消火栓の及び3階ラウンジに設置してある救助袋の使用方法についての訓練も実施し、職員の危機管理意識の向上に努めた。

（長谷）

### III 利用状況

#### 1 施設利用状況

(1) 入館者数 2017(平成 29)年 4月 1日～2018(平成 30)年 3月 31日

展示室・古代生活体験館	入館者数(人)
常新展示	112,717
(うち特別展・企画展・collection gallery展)	(102,117)
古代生活体験館	16,561
計	129,278

(2) 累積入館者数 2004(平成 16)年 4月 17日～2018(平成 30)年 3月 31日

展示室・古代生活体験館	入館者数(人)
常新展示	1,522,782
古代生活体験館	244,859
計	1,767,641

(3) 諸事業への参加者数 2017(平成 29)年度

教育普及事業	参加者数(人)
講演会・考古博講座	482
体験・実験講座	73
計	555

(4) ホールの主な利用状況(当館主催事業を除く)

利用目的	利用日
宮崎県公民館連合会定期総会	5月23日
西都・児湯移動研修会	6月21日
宮崎県公民館経営セミナー	7月 5 日
西都市授業力プラッシュアップ研修会	8月 1 日
西都・西米良地区中学校英語暗唱・弁論大会	9月26日
第5回モデル市町村向け自立支援型地域ケア会議研修会	12月 9 日
市民公開講座(西都市西児湯医師会健康講座)	12月16日

※300名収容のホールは、本来の目的として本館が開催する講演会やシンポジウム、学会等のために使用する施設であるが、本館が使用しない日については、公施設の有効利用の観点から、一般への貸し出しも行っている。

#### 施設等使用料

午前(10:00～12:00) 3,480円 午後(13:00～17:00) 6,960円

冷房使用料(1時間あたり) 1,340円 暖房使用料(1時間あたり) 660円

\* 2014(平成 26)年 4月 1日 使用料改訂  
(長谷)

## 2 資料収集

資料の収集は、博物館における重要な活動の一つである。館の展示や研究に資するため、購入・寄贈・寄託等により資料の収集を行っている。

### (1) 考古資料

鉄製品 4,485 点

2017(平成29)年度は、宮崎県埋蔵文化財センターより4,483点の資料、高鍋町教育委員会から2点の資料保管依頼があった。宮崎県教育委員会所蔵の鉄製品は、今後当館の収蔵庫にて保管することとなった。

高鍋町教育委員会の資料は、

- ・持田古墳群内出土馬具類 一式
  - ・南中原遺跡出土鉄片 一式
- の2点である。いずれも今後、館内外での展示会や研究活動などに活用できると思われる。

### (2) 図書資料

寄贈本は、地方自治体の埋蔵文化財センターや教育委員会発行の報告書関係、博物館等が発行した年報や研究紀要、図録等である。蔵書は2016(平成28)年度まで、30,873冊(購入3,622冊・寄贈25,056冊・移管他2,195冊)であったが、2017(同29)年度は、寄贈978(通常寄贈719冊、個人寄贈259冊)冊、購入15冊によって合計31,866冊となった。

(谷口)

## 3 館内資料利用及び貸出状況

### 館内資料利用(資料調査等)

利用年月日	所 属	利用資料	利用目的
2017年4月28日-4月30日	大阪大谷大学	西都原169号墳・170号墳出土円筒埴輪片、形象埴輪片	個人研究 実測 熟覧 写真撮影
2017年4月28日	東北学院大学	小木原1号地下式横穴墓出土五獸形鏡	個人研究 熟覧 写真撮影
2017年6月22日	都城市教育委員会	都城市教委調査資料のX線撮影	X線撮影
2017年6月28日	宮崎県総合博物館	大萩遺跡出土研磨刀劍	計測 熟覧
2017年9月8日-9月9日	大阪大谷大学	西都原169号墳・170号墳出土円筒埴輪片、形象埴輪片	個人研究 計測 熟覧 写真撮影
2017年10月14日	宮崎市教育委員会	清武城跡出土土器、陶磁器、古錢、金属製品	個人研究 実測 熟覧 写真撮影
2017年10月20日	群馬県埋蔵文化財事業団	須木上ノ原2号地下式横穴墓、飯盛53-1号地下式横穴墓出土朱玉	個人研究 計測 熟覧 写真撮影
2017年11月24日-11月26日	大阪大谷大学	西都原169号墳・170号墳出土円筒埴輪片、形象埴輪片	個人研究 実測 熟覧 写真撮影
2017年12月25日-12月26日	明治大学	石神遺跡出土石戈、大淀川河床出土石劍	個人研究 実測 熟覧 写真撮影
2018年1月28日	宮崎県埋蔵文化財センター	高原畜産高校遺跡出土土器・石器	個人研究 実測 熟覧 写真撮影
2018年2月6日-2月7日	島根大学	伝 持田古墳群 六獸像鏡・五獸像鏡・獸像鏡 鈴鏡塚古墳出土八鈴五獸像鏡、西都原265号墳出土十字文渦文鏡、トメ塚古墳出土乳文鏡、伝宮崎市広瀬 乳文鏡、六野原10号地下式横穴墓出土四獸鏡、六野原地下式横穴墓出土内行花文鏡、六野原6号墳出土神獸鏡、小木原地下式横穴墓出土神獸鏡、伝 祇園原古墳群 神獸鏡	個人研究 計測 熟覧 写真撮影
2018年2月7日-2月8日、24日	熊本大学	光音寺5号横穴墓出土鉄刀、香禪寺2号地下式横穴墓出土鉄劍・鉄鎌、大萩27号地下式横穴墓出土轡、大萩34号地下式横穴墓出土刀子、大萩35号地下式横穴墓出土鉄鎌、大萩36号地下式横穴墓出土鉄鎌、立切65号地下式横穴墓出土鋤先	個人研究 熟覧 写真撮影 型取り
2018年2月24日-2月25日	宮崎県埋蔵文化財センター	家田古墳出土鉄鎌、鉄劍、刀子	個人研究 計測 熟覧 写真撮影
2018年3月14日	大阪歴史博物館	宮ノ東遺跡出土鉄鐸・大萩3号地下式横穴墓出土鉄鐸・六野原10号墳出土鉄鐸・平峰遺跡出土鉄鎌	個人研究 熟覧 写真撮影

## 資料等貸出（展示資料・写真・掲載許可）

利用期間・提供年月日	申請者(機関)	利用資料	利用目的
2017年4月12日	島根大学	写真データ1点、実測図1点(伝持田古墳群出土 五獸鏡)	「古墳時代倭鏡様式論」『日本考古学』第43号に掲載
2017年4月26日	株式会社 K & B パブリッシャーズ	写真データ4点(埴輪子持家(レプリカ)、男狹穂塚・女狹穂塚、西都原100号墳、鬼の窟古墳)	『おとな旅プレミアム 鹿児島・宮崎・熊本・屋久島・高千穂』に掲載
2017年6月8日	京都大学大学院	三次元データ1点(吉村和昭氏計測・西都市石貫出土短甲)	『月刊考古学ジャーナル』8月号に掲載
2017年6月8日	一般財団法人日本科学技術連盟	写真データ1点(鬼の窟古墳空撮)	一般財団法人日本科学技術連盟発行月刊誌『QCサークル』7月号に掲載
2017年6月23日	宮崎県文化財課	写真データ1点(男狹穂塚・女狹穂塚空撮)、画像データ1点(男狹穂塚・女狹穂塚空撮測量データ合成画像)	連続講座「世界文化遺産としての古墳を考える」ポスター・チラシに掲載
2017年6月27日	東武トップアーズ株式会社 東京法人東事業部	写真データ2点(博物館展示室、スロープ)	日本タッパーウェア株式会社の社内報に掲載
2017年6月27日	熊本電気鉄道株式会社 熊本電鉄旅行センター	写真データ4点(博物館外観2点、展示室内2点)	熊本電気鉄道株式会社バスツアーパンフレットに掲載
2017年7月7日	凸版印刷株式会社 文化事業推進本部	写真データ1点(陣内遺跡出土土偶)	バーチャルリアリティ「DOGU」の素材として活用
2017年7月28日	株式会社岩波書店	写真データ1点(埴輪船(レプリカ))	雑誌『科学』2017年9月号に掲載
2017年7月28日	日南少年ラグビースクール	火起こし道具一式 2セット	小学生の野外炊飯にて使用
2017年9月13日	海鳥社	写真データ1点(埴輪船(レプリカ))	「旅に出て考える(仮題)」および著書宣伝のHPにて使用
2017年9月14日	株式会社 新泉社	写真データ48点 (特別史跡西都原古墳群の主要部、大正時代の西都原古墳群調査団、西都原台地全景、昭和10年頃「西都原古墳群図」、81号墳の発掘写真、72号墳出土の方格規矩鏡、13号墳出土の三角縁三神三獸鏡、整備後の46号墳全景、100号墳発掘写真、男狹穂塚・女狹穂塚古墳地中レーダー探査結果、男狹穂塚・女狹穂塚古墳復元イラスト、女狹穂塚古墳出土の円筒埴輪、男狹穂塚・女狹穂塚古墳と陪塚全景、169号墳(平成調査時)、170号墳(平成調査時)、171号墳(平成調査時)、埴輪子持家(レプリカ)、埴輪船(レプリカ)、眉庇付冑形埴輪(169号墳出土)、短甲形埴輪(171号墳出土)、変形十字文鏡(265号墳出土)、整備された202号墳(姫塚)、206号墳(鬼の窟)、206号墳(鬼の窟古墳)横穴式石室内部、111号墳と4号地下式横穴墓、4号地下式横穴墓の玄室、111号墳頂部埋葬施設出土の玉類、発見時の4号地下式横穴墓の内部、4号地下式横穴墓出土の珠文鏡、4号地下式横穴墓出土の鉄製短甲、46号墳と周囲に密集する群集墳、酒元ノ上横穴墓群、酒元ノ上横穴墓群 6号墓道、酒元ノ上横穴墓群6-2号墓、酒元ノ上遺構保存覆屋内部、金銅製馬具類(伝西都原古墳群出土)、大正調査時に埋設された碑石、国宝金銅馬具類 鞍橋金具(後輪)、国宝金銅馬具類 鞍橋金具(後輪)復元、日向国府復元イラスト(早川和子画)、宮崎県立西都原考古博物館 全景、陵墓参考地における地中レーダー探査、地下マップ制作のイメージ、西都原考古博物館外観、西都原考古博物館 展示室、古代の土器作り体験)	シリーズ「遺跡を学ぶ」121『西都原古墳群』に掲載
2017年9月29日	一般財団法人放送大学教育振興会	写真データ1点(西都原古墳群全景(空撮))	放送大学印刷教材「考古学」に掲載

利用期間・提供年月日	申請者(機関)	利用資料	利用目的
2017年10月2日-12月22日	宮崎県総合博物館	大萩14号地下式横穴墓出土研磨刀剣	平成29年度特別展「日本刀の美と歴史」にて展示
2017年10月3日	東北学院大学 大学院	写真データ1点(小木原地下式横穴墓群出土五獸形鏡 申請者撮影)	東北学院大学大学院文学研究科アジア文化史専攻発行予定『アジア文化史研究』に掲載
2017年10月12日	株式会社NHKエデュケーションナル教育部 大学業務室	写真データ3点(西都原古墳群全景(空撮)、西都原考古博物館全景、博物館展望ラウンジより)	放送大学授業科目「考古学」にて使用
2017年10月17日	株式会社ダブルウイング	写真データ1点(西都原古墳群全景(空撮))	小峰書店発刊「日本の地理データマップ」に掲載
2017年10月27日	西都市教育委員会社会教育課	写真データ1点(児屋根塚古墳 空撮)	西都市ホームページに掲載
2017年10月24日-10月31日	宮崎県立宮崎工業高等学校	火起こし道具一式 5セット	授業にて使用
2017年10月27日	宮崎市教育委員会文化財課	写真データ1点(清武城出土天目茶碗 申請者撮影)	「中世城郭「清武城」研究の現状について」『宮崎民俗』第70号に掲載
2017年11月1日	株式会社鉱脈社	写真データ7点(考古博物館外観、206号墳(鬼の窟古墳)全景、206号墳(鬼の窟古墳)石室、大正時代発掘調査団、西都原111号墳と西都原地下式4号墓、八幡上遺跡2号住居、島内地下式横穴墓出土99-2頭骨切創)	『神話となった 日向の巨大古墳』に掲載
2017年11月24日	株式会社鉱脈社	宮崎県立西都原考古博物館研究紀要第4号巻頭図版2・4・6、本文52頁挿図	『本庄古墳群猪塚とその出土品の行方 天明・寛政期薩摩藩のネットワーク』に転載
2017年12月13日	株式会社 同成社	写真・図面データ7点(持田24号墳出土画文帶同向式神獸鏡、伝持田1号墳出土浮彫式獸帶鏡A写真3点、西都原4号地下式横穴墓出土珠文鏡三次元図面、西都原265号墳出土変形十文字鏡三次元図面、伝百塚原出土旋回式獸像鏡系写真)	『同型鏡と倭の五王の時代(仮)』に掲載
2018年1月16日	朝日新聞社 社友	写真データ1点(男狭穂塚・女狭穂塚空撮)、画像データ1点(男狭穂塚・女狭穂塚空撮測量図)	『吉野熊野新聞』での連載「日向神話の里をゆく」に掲載
2018年1月19日	高原町	火起こし道具一式 2セット	日本の発祥の地まつりで使用
2018年1月19日-3月9日	新富町教育委員会	展示用バナー13点(西都原古墳群・生目古墳群・新田原古墳群)	「宮崎平野の古墳群の紹介展」にて使用
2018年1月24日	島根大学	図面データ1点(築池92-2号地下式横穴墓群出土仿製一神六獸鏡断面図(申請者作成))	島根大学法文学部考古学研究室『古天神古墳の研究』に掲載
2018年2月14日	独立行政法人国際観光振興機構	写真データ7点(西都原古墳群全景、考古博物館外観、考古博物館上空、206号墳(鬼の窟古墳)全景、46号墳、埴輪船(レプリカ)、埴輪子持家(レプリカ))	日本政府観光局 英語グローバルサイトに掲載
2018年3月2日	株式会社ティーケープランニング	写真データ6点(考古博物館外観、男狭穂塚・女狭穂塚模型、地下式横穴墓の世界、隼人の世界、両面オープン展示、展望ラウンジ)	株式会社 昭文社『一度は行きたい全国の博物館(仮)』に掲載
2018年3月6日	明治大学	図面データ1点(宮崎市石神遺跡出土石戈実測図(申請者作成))	「リレー連載:考古学の旬 第2回磨製石戈と弥生文化」『季刊考古学』第143号に掲載
2018年3月27日	鹿児島大学総合研究博物館	写真データ28頁分(西都原4号地下式横穴墓群出土短甲、六野原8号地下式横穴墓群出土眉庇付冑、小木原1号地下式横穴墓群出土衝角付冑 申請者撮影)	科研費 基盤研究B「X線CT調査による古墳時代甲冑のデジタルアーカイブおよび型式学的新研究」報告書に掲載

## IV 事業報告

### 1 特別展、企画展、その他の展示

#### (1)企画展 I「色が語る いにしえの技と心」

期間：2017（平成29）年4月22日（土）～  
6月18日（日）

期間中入館者数：23,660人

展示資料：150点

色とは、反射した光を人の目が感じ取った視覚情報である。五感の中でも視覚は、圧倒的な影響力を持っており、色は人間社会や文化の形成において重要な役割を担ってきた。

本展示会では、色の変化からみえてくる技術の発展や他地域との交流、そして色に込められた人々の思いを考古学の資料から紹介した。

宮崎県内では、縄文時代草創期に赤色顔料を塗布した赤彩土器がみられる。生命の源である血液と同じ色である赤は、僻邪の概念があったとされ、赤色顔料は祭祀に関する用具、装身具や墓などに塗布された事例が県内でも多数を占める。古墳時代に造営された地下式横穴墓の一部に、ベンガラを用いて玄室内に彩色を施し、家屋の表現を行ったり、赤色顔料そのものを副葬品として納めた事例について触れた。また鹿児島県教育委員会から借用した石刀は、頭部と端部に施された線刻に、水銀朱と黒漆が塗布されており、その色彩は来館者の関心を集めた。5月20日には、当館2階セミナー室において「古代の色を探る」と題し、当館学芸員が講座を実施した（参加者38人）。

（谷口）

#### (2)特別展「日向諸県君と葛城氏」

期間：2017（平成29）年7月15日（土）～  
9月10日（日）

期間中入館者数：20,933人

展示資料：169点

『古事記』『日本書紀』（『記紀』）に登場する「諸県君」と「葛城氏」は、前者が日向、後者が奈良

盆地南西部を基盤とし、大王家の外戚としてヤマト王権の中で重要な位置を占めていた。両者の活動は応神・仁徳天皇の在位期間にピークを迎える。それは概ね5世紀代のことと想定されている。「諸県君」や「葛城氏」という名称は、氏姓制度が完成していない5世紀代の豪族の実態を反映したものとは言えないが、日向や奈良盆地南西部の有力者が大和王権と密接な関係を持っていた事実が投影されたものと考えることはできる。本展示会では、両地域における古墳や集落からの出土資料について、大阪平野の資料とも対比し、後に「諸県君」「葛城氏」として名を残すことになった人々の実像を考える機会とした。

7月30日には、当館ホールにおいて、「5世紀のヤマト王権と諸県君・葛城氏」と題し、元龍谷大学教授の平林章仁氏を招聘して講演会を実施した（参加者151人）。また、8月26日には、当館セミナー室において「古墳時代中期における日向の様相」と題し、当館学芸員が講座を実施した（参加者50人）。

（堀田）

#### (3)国際交流展「台湾鉄器文化の粋

新北市十三行遺跡と人びと」

期間：2017（平成29）年10月7日（土）～  
12月3日（日）

期間中入館者数：21,244人

展示資料：台湾資料105件、国内資料159件

東アジアと東南アジア、南太平洋地域との接点として、古来重要な位置を占めてきた台湾。その台湾鉄器時代（約2,000年前～400年前）の代表的遺跡である十三行遺跡（新北市）を取り上げ、様々な鉄製品、金・ガラス製の装身具、高い装飾性を持つ土器など、その高度な文化を紹介する。また、広域交流の中から高い生産技術を身につけ、華やかな精神文化を開花させた十三行の人々にもスポットをあてた。

10月28日には、当館ホールにおいて「台湾十三行遺跡 鉄・ガラス、そして交流」と題した講演会（参加者42人）を催し、中華民国中央研

究院歴史語言研究所の院士である臧振華（ツアン・チエンファ）氏を招聘し、台湾における最新の発掘調査成果を加味し、十三行遺跡と遺跡を取りまく状況についてお話をいただいた。また11月18日には、村上恭通氏（愛媛大学東アジア古代鉄研究センター・センター長）を招聘し、東アジアの鉄生産の事例を紹介後、東アジア全域から俯瞰した台湾十三行遺跡における鉄生産の位置づけについてお話をいただいた。（参加者93人）。

（沖野）

**（4）宮崎県立西都原考古博物館・大分県立埋蔵文化財センター合同企画展  
「豊と日向～日出る国の考古学～」**

期間：2018（平成30）年1月13日（土）～  
3月18日（日）

期間中入館者数：15,163人

展示資料：重要文化財（免ヶ平古墳出土品、島内地下式横穴墓出土品）ほか200点  
※大分会場：大分県立埋蔵文化財センターで  
2018（平成30）年3月27日（火）～5月20日（日）

現在、東九州という枠組みで括られる宮崎県と大分県。その歴史を振り返ってみると、近県であるがゆえ、互いに影響を受けながらも、異なる文化を形成してきた様相がみえてくる。今回の展示では、「豊（＝大分県）」と「日向（＝宮崎県）」の各時代の特色について、大分県所蔵の重要文化財をはじめ多数の大分県資料と宮崎県資料を一同に展示することで紹介し、共通点や異なる側面を明らかにした。

また、2月17日には、当館1階ホールにおいて「日出る国の考古学」というテーマで、大分県立埋蔵文化財センターの井大樹氏と当館学芸員を講師に、豊と日向の縄文時代の黒曜石や弥生土器について紐解く講座を実施した（参加者77名）。このほか、展示期間中には、主な展示資料の写真や展示資料の一覧表を盛り込んだA3両面のリーフレットを配布した。

（藤木）

**（5）その他の展示**

**collection gallery 展I 「修理と転用」**

期間：2017（平成29）年6月20日（火）～  
7月9日（日）

期間中入館者数：4,824人

展示資料：7点

修理・転用の痕跡は、遺跡から出土する考古資料に残されていることがある。こうした情報を試料の観察から引き出していく事例を解説した。

修理については、土器の補修孔、土偶の破損部分に残された天然アスファルトの痕跡について、転用については土器片から作られた土器片錐・紡錘車のほか転用硯の事例を紹介した。

（谷口）

**collection gallery 展II 「海幸・山幸の世界」**

期間：2017（平成29）年9月12日（火）～  
10月1日（日）

期間中入館者数：4,026人

展示資料：5点

海幸・山幸の神話は、弥生・古墳時代の実際の歴史等が背景の1つになっていると考えられる。そこで、海幸・山幸の世界を象徴するものとして、海幸が釣針、山幸が「山の土器」と呼ばれる弥生土器をそれぞれ紹介した。さらに、隼人楯とその裏面に描かれた、海幸・山幸の世界に繋がるような文字や絵等について解説した。

（藤木）

**collection gallery 展III 「蛇行剣」**

期間：2017（平成29）年12月5日（火）～  
2018（平成30）年1月8日（月・祝）

期間中入館者数：5,629人

展示資料：2点

蛇行剣は、5～6世紀にかけて日本列島および韓半島に現れる蛇が曲がりくねるかの様な特殊な形状をした鉄剣である。蛇行剣は南九州において集中して分布することが知られて

いるものの、未だ謎多き資料である。そのため、国内外の蛇行剣を集成し、当館収蔵の蛇行剣を紹介することでその謎に迫った。

（沖野）

#### collection gallery 展IV 「ものの見方」

期間：2018（平成30）年3月20日（火）～  
4月15日（日）

期間中入館者数：6,638人

展示資料：74点

考古学は物言わぬ「もの（資料）」から歴史の真実に迫る学問であり、対象とする資料の詳細な観察を通じて様々な情報を引き出すことが基礎となる。本展示では、土器・石器・鉄器などをどのように観察すればどんなことが分かるのか、最新の研究成果も交えつつ紹介した。

（堀田）

#### 通年企画展示「西都原古墳群の最新調査」

期間：通年

西都原古墳群は、大正元年からわが国初の本格的組織的な古墳の発掘調査が行われた。昭和40年代前半には、「風土記の丘」の第1号として環境整備が行われた。現在も古墳の保存・整備・活用を目的とした各種の事業が進められ、これに伴う発掘調査において多くの成果を得ている。

本展示会では、年間を通してここ約10年間に発掘調査した成果の概要を紹介した。

（田中・永友）

## 2 国際交流事業

当館では、開館以来「交流」をキーワードとして国内外の諸機関と連携を図ってきた。

現在は、台湾新北市立十三行博物館と韓国国立羅州博物館の二館と学術文化交流協定を締結しており、展示会の前提となる共同調査研究や職員の人的交流を行っている。

2017（平成29）年度は、4月に台湾新北市考古生活節に招待を受け、速乾粘土を使った土笛と竹笛製作体験を行った。準備した体験材料が全て無くなる程の好評を得た。

8月には、台湾十三行博物館で開催された遺跡監理ワークショップ「遺址監管及び行政人員陪訓班」に招聘され、西都原古墳群における保存・管理と活用についての発表を行った。

10月には、韓国国立羅州博物館が主催する馬韓文化アカデミーの講師を依頼され、日本の祭りと踊り、神楽についての発表を行った。併せて、次年度の国際交流展に関して韓国の祭祀遺跡についての資料調査を行った。

10月から12月に開催した国際交流展では台湾十三行遺跡を取り上げ、日本での初公開資料が注目を集めた。

12月には、韓国国立中央博物館で開催されたPublic Archaeology（市民考古学）に関する国際シンポジウムに招聘され、講演を行った。

韓国・台湾との学術文化交流も軌道に乗り、協定館を窓口に両国の大学や研究機関との連携も進め、当館の認知度も高まっている。

（東）

### 3 教育・普及事業

#### (1) 考古博講座

期日・聴講者数	演題	講師
5月20日(土) 38名	「古代の色を探る」	当館 谷口 晴子
8月26日(土) 50名	「古墳時代中期における日向の様相」	当館 堀田 孝博
11月18日(土) 93名	「台湾と南九州の鉄とガラス」	愛媛大学教授 村上 恒通氏
2月17日(土) 77名	「日出る国の考古学」	大分県立埋蔵文化財センター 井大樹氏 当館 藤木 聰
3月3日(土) 26名	「西都原古墳群を歩く」	当館 永友 良典 堀田 孝博

#### (2) 体験・実験講座

実施日	講座名	参加者数
6月24日(土)	トンボ玉づくり	7名
9月9日(土)	古代の色で染めよう	17名
10月14日(土)	楽しいアンギン	7名
12月9日(土)	野焼きで土器づくり①	10名
1月20日(土)	古代食づくり	15名
2月3日(土)	野焼きで土器づくり②	10名

#### (3) その他の講座

「考古学って楽しい！」（小・中学生対象、7月29日）「授業に活かせる考古学」（教員対象、8月18日）を実施した。それぞれ小・中学生7名、教員5名の参加者があった。

（田中・永友）

#### (4) 古代生活体験館 体験講座

##### ① 設立・運営の趣旨

古代生活体験館は、西都原考古博物館に先行して1997(平成9)年に設置された。古代人の生活を一部なりとも実体験することをとおして、「自然との共存」「古代人の知恵と工夫」を学ぶ

とともに、「文化財を大切にする心情や態度」を培うことを目的としている。

##### ② 講座の内容

粘土を用いた土器・埴輪・土面づくり、滑石を加工する勾玉づくり、アンギン編みによるコースターブル作り、弓錐式の火起こし、ガラスを熱して加工する蜻蛉玉づくりなどの体験講座がある。

##### ③ 利用状況

2017(平成29)年度は、年間16,561名が体験館を訪れ、それらのうち12,780名が体験活動を行った。

（谷口）

### 4 考古博物館少年団

小学生17名、中学生5名、高校生1名の計23名が、年間を通して古代生活体験を中心とした活動を行った。活動内容は以下のとおり。

実施日	活動内容
6月18日(日)	結団式／博物館内見学
7月29日(土)	家形埴輪づくり
8月20日(日)	土面・土鈴づくり
9月10日(日)	火起こし体験他
10月29日(日)	台風22号接近のため中止
11月5日(日)	西都古墳まつり参加(勾玉製作指導)
12月2日(土)	古代食づくり
1月13日(土)	土器づくり(成形)
2月3日(土)	土器づくり(野焼き)
3月3日(土)	1年の振り返り／解団式



火起こしの様子

（田中）

## 5 博物館実習・職場体験・インターンシップ

### (1) 学芸員課程博物館実習

学芸員資格取得を希望する大学生を対象に、博物館実習の受け入れを行っている。

本年度は1名の申し込みがあり、館内業務体験や古代生活体験館補助業務、博物館資料の取扱や展示プランの立案・作成などの学芸員業務の実習を行った。

期 間：8月29日(火)～

9月5日(火) 6日間

実習生：九州保健福祉大学薬学部

動物生命薬学科 1名

### (2) 2017(平成29)年度県庁インターンシップ

宮崎県が県内の大学生を対象に実施しているインターンシップ実習生の受け入れを行っている。

本年度は1名の申し込みがあり、来館者対応や図書整理、古代生活体験館や学芸員の補助業務等の実習を行った。

期 間：8月29日(火)～

9月9日(土)10日間

実習生：南九州大学環境園芸学部

環境園芸学科 1名

### (3) 職場体験・インターンシップ

実施期間	学校名・学年	人数
7月4日(火)～ 7月7日(金)	西都市立妻中学校 2年	2名
7月6日(木)～ 7月7日(金)	西都市立三納中学校 2年	2名
7月11日(火)～ 7月14日(金)	県立西都商業高等学校 2年	3名
12月12日(火)～ 12月14日(木)	県立妻高等学校 1年	3名

(永友)

## 6 考古博物館資料整備事業

当館では、収蔵資料である「鉄製品」「古人骨」「その他考古資料(土器・石器等)」の整理、修復、保存処理、データベース登録を行っている。

また、当館では、収蔵庫の燻蒸を行わずにカビや害虫等の発生を防ぐIPMの考え方に基づいた資料管理を実施している。そのため、温湿度管理、ゴミ・ホコリ等の除去、空気を滞留させないなど収蔵環境を常にチェックしている。

### (1) 鉄製品

古墳時代を中心とした鉄製品は当館収蔵の柱の一つである。当館では、収蔵資料の保存処理、データベース登録を継続的に行っている。2017(平成29)年度に国庫補助を受けて保存処理を行ったのは、以下の出土資料計68点である。

○西都原111号墳出土の挂甲(小札)39点。

○西都原265号墳出土の鉄鏃19点。

○小林市大萩地下式横穴墓出土の鉄剣1点。

○国富町本庄地下式横穴墓群出土の鉄剣1点。

○小林市須木上ノ原横穴墓群出土の鉄鏃3点。

○えびの市島内地下式横穴墓群出土の鉄製品5点。

このうち、西都原111号墳出土の挂甲(小札)39点および西都原265号墳出土の鉄鏃19点については、当館でクリーニング・脱塩・樹脂含浸・接合・補填(復元)を行った。

小林市大萩地下式横穴墓出土の鉄剣1点、国富町本庄地下式横穴墓群出土の鉄剣1点、小林市須木上ノ原横穴墓群出土の鉄鏃3点については、株式会社吉田生物研究所に委託して保存処理を行った。

(沖野)

### (2) 古人骨

当館に収蔵されている古人骨については、クリーニング作業やデータベース登録作業を継続的に行っている。

2017(平成29)年度は、資料調査へのいっ

そう効率的な対応を実現するため、収蔵品検索の方法の見直しを進めた。また、企画展Ⅱで古人骨資料を取り上げるにあたり、展示資料の選定やより効果的な展示方法等について、情報収集や幅広い検討を行った。年度末には、西都原古墳群内で発見された古人骨について、過去の記録類を整理し、報告を行った。

(堀田)

### (3) その他考古資料（土器・石器等）

西都原101号墳、171号墳、265号墳及び女狭穂塚周辺出土遺物の整理作業（水洗・注記）を行った。また、昨年に引き続き、当館の収蔵する西都原古墳群出土土器資料の復元作業（接合・石膏入れ・色塗り）も実施した。このほか、展示資料の復元及び修復についても随時行った。

また、土器・石器の収蔵棚整理と資料のデータベース化を目的として、収蔵資料の再チェックとコンテナ内資料の整理を実施した。

年度末には、串間市銭亀塚及び日向市鈴鏡塚出土の玉類について報告を行った。

(藤木)

## 7 世界遺産調査研究事業

### (1) 地中探査

地中探査は、発掘調査を行わず、非破壊的手法により地下の情報を得ることができるものである。西都原古墳群では、削平された古墳の痕跡や数多くの地下式横穴墓が確認されており、それらを含めた全体像は未だ明らかでない。古墳の墳丘上や周囲に陥没が認められるものは50か所以上におよび、そのほとんどは未調査の状態である。そのため、地下に隠れた遺構を正確に把握するためにも地中探査を実施し、地下の状況を明らかにすることは急務である。

本地中探査は、世界遺産調査研究事業の一環として古墳群の全体像の解明と保存整備を目指すもので、2015(同27)年度から3か年で実施する事業である。地中探査対象地は中間台地上に立地する堂ヶ嶋支群である。本年

度に終了した探査面積は、合計5,099m<sup>2</sup>であり、3か年で総面積39,597m<sup>2</sup>の探査を行い、堂ヶ嶋支群の地中探査が終了した。これに伴い、2018年1月29日から2月1日にかけて、米国よりDean Goodman（ディーン・グッドマン）氏を招聘し、堂ヶ嶋支群の地中探査を共同で行うとともに、探査解析の検討もおこなった。

次年度以降は、同中間台地上の鷺田支群の地中探査へと以降する。

他機関から依頼を受けての探査調査は、次のとおりである。

○天神山古墳 8月8～10日（宇土市教育委員会からの依頼）

○生目22号墳 11月1日（宮崎市教育委員会からの依頼）

○百塚原古墳群 11月28～29日（宮崎県埋蔵文化財センターからの依頼）

○広瀬村45号墳 2月22日（宮崎県埋蔵文化財センターからの依頼）

○島内地下式横穴墓群 3月22～23日（えびの市教育委員会からの依頼）

(沖野)

### (2) 古代歴史文化に関する共同調査研究

本研究は、古墳時代の玉を素材とし、古代歴史文化にゆかりの深い14県が互いに連携して、これまでに各県が集積してきた考古学及び古代史の研究成果を基礎に、更に共同調査研究することによって、個々の地域的な研究だけでは見えにくかった日本の大きな古代史の流れを解明することをねらいとする。14県の構成は、埼玉県/石川県/福井県/三重県/兵庫県/奈良県/和歌山県/鳥取県/島根県/岡山県/広島県/福岡県/佐賀県/宮崎県であり、事務局として古代歴史文化協議会を設けている。2015～2017（平成27～29）年度に共同調査研究の中間報告として毎年度の講演会を開催し、2018（同30）年度に展覧会を開催する等、全国に向けて成果発信を行う予定である。

2017（同29）年度は、研究集会（8月1～

2日：兵庫県、1月25～26日：奈良県）や第3回古代歴史文化協議会講演会「古墳時代の玉飾りの世界」（11月18日：よみうり大手町ホール（東京都））が実施され、これまでの成果の公開や2018（同30）年度に開催・刊行予定の展覧会及び成果図書の準備等を進めた。また、当館研究紀要において、銭龜塚出土の雁木玉や鈴鏡塚出土の四角玉等をはじめ、宮崎県域の古墳時代を代表する玉類の一部について資料報告を行った。

（藤木）

## 8 西都原古墳群調査整備活性化事業

本事業は、西都原古墳群における発掘調査・保存整備が果たした学術的・文化的・社会的役割を踏まえつつ、古墳群を保存・継承していくこうとする機運の醸成、歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりなど地域の活性化を促進するもので、2014（平成26）年度に着手した。

2017（同29）年度は、101号墳において全体的な墳形や規模、周堀の形状、埴輪の樹立位置や間隔の確定、埋葬主体部の有無や規模などの確認を目的とした発掘調査を実施したほか、地中レーダー探査により第1支群内で発見された横穴墓群について確認調査を行った。

調査の結果、101号墳では墳頂やテラス部で円筒埴輪・鍔付壺形埴輪の基部を検出したほか、形象埴輪を含む埴輪片が多数出土した。周堀内では複数個体の土師器高杯が出土し、祭祀に伴うものと考えられた。第1支群横穴墓群では、地中レーダー探査の反応に対応する部分で墓道と考えられるプランを検出した。

また、1995・1997（同7・9）年度に保存整備工事を実施した206号墳（鬼の窟）について、崩落した復元盛土の補修や劣化した土層パネルの撤去を中心とした再整備を実施した。

なお、これらの概要については、『発掘調査・保存整備概要報告書（XX）』としてまとめた（2018年3月31日発行）。

その他に、陵墓参考地（男狭穂塚・女狭穂塚）の周辺における確認調査も継続して実施した。女狭穂塚と171号墳の間にトレンチを設定し精査を行った結果、女狭穂塚の第2周堀（外堀）と171号墳の周堀が接続する部分を検出した。

（堀田）

## 9 特別史跡西都原古墳群保存整備事業

整備が完了している見学施設等の維持管理（酒元ノ上横穴墓群遺構保存覆屋の屋根緑化）や墳丘及びその周辺の除草管理等を行うものである。

古墳等の維持管理は、西都市、県土整備部と連携しながら実施している。古墳の墳丘部分は県教育委員会（但し、国有地は除く）、古墳間の平地は一部を除いて県土整備部が担当している。

このうち除草管理業務は、一般財団法人みやざき公園協会に委託して実施した。

（堀田）

## 10 博物館運営支援業務 (NPO法人iさいと)

### （1）概要

「特定非営利活動法人iさいと」が運営支援業務に携わって、今年度で9年目を迎える事となった。また西都原ボランティア協議会の事務局として、ボランティアガイドのコーディネートや研修・講座の企画と実施や協議会の事務局運営を行った。加えて、博物館友の会の事務局として会員募集や企画の実施等を行った。

団体受入れに関する業務や古代生活体験館の体験活動における各種運営補助等の業務においては、その実施により博物館における活動および運営支援に関する幅広い活動を行ってきた。このような活動は、開館当初からのコンセプトである「博物館（県）」、「ボランティア（西都原ボランティア協議会）」、そして「NPO（iさいと）」の三者が協働して

博物館の活動や運営にあたるという考えに基づいたものである。

「特別史跡公園 西都原古墳群」は、“フィールドミュージアム”という位置づけがなされており、古墳群と当博物館とは密接な関係性を持っている。そこで2年前から取り組みを始めた博物館のボランティアと古墳群のボランティアによる交流会を行って、博物館と古墳群のボランティア相互に情報の共有化を図るようにしている。



館外研修の様子

またボランティアに対する研修については、主に館内で実施する定期研修（展示解説研修、講座・講演会等）のほかに、館外研修として今年度は、西都原周辺の古墳群を見学する「西都・児湯の古墳を巡る」を6月に日帰りで実施。2月には一泊研修として博物館設立から深く関わってこられた北郷泰道氏を講師として「北郷先生と歩く 日向の神話と遺跡」を実施。県西部の代表的な古墳群の再確認と、神話と古墳や遺跡との関連について学んだ。

その他にも、運営支援の一環として、ミュージアムコンサートや各種作品の展示販売などを実施。新たな取り組みとして、雑貨や県内クラフト作家による「博物館 de マルシェ」を春と秋の2回開催した。

## （2）運営業務の内容及び成果

### ① コーディネート業務

#### 運営支援業務の企画作成及び運営

常勤スタッフ2名（9月からは1名）、非常勤スタッフ4名（1月からは5名）を配置し、必要に応じて本部スタッフも加えて運営支援業務を行った。

ボランティアガイドの研修計画や体験館プログラム作成などの運営支援を実施するにあたっては、博物館学芸員や体験館指導員等と緊密に連絡をとり協議を重ねたうえで当該業務を行った。

また、西都原ボランティア協議会事務局の運営においては、常勤スタッフ1名（必要に応じて増員）が、協議会会員代表による世話役会等に参加するなどして、協議会の活動方針作成や会計業務等の支援を行った。

#### ボランティアガイドの募集（随時）と配置

新規ボランティアの募集に関しては、募集チラシを館内に掲示するとともに、館の内外で開催される各種の講座や講演会等においても案内を行った。また、当法人や協力団体が運営する各種公共施設やその他の施設等で開催される講座などの会場で募集チラシの配布を行った。当法人が参加する各種会合（西都原連絡会など）においても、ボランティアの活動紹介とボランティア募集の案内を行った。当法人が運営するミュージアムショップにおいても、ボランティアの活動紹介（紹介映像の放映など）と募集案内を行っている。その他にも、SNSを活用して、各種イベントや活動の紹介、そしてボランティア募集の案内も行った。さらに昨年度に引き続いて、西都市社会福祉協議会が主催する「まちなか地域福祉まつり」にボランティア協議会と協力して広報ブースの出展を行い、ボランティア活動の紹介動画の放映、チラシの配布等を行って、募集活動を行った。

ボランティアの配置については、各ボランティアの月間活動予定の集約を行い、案内予約状況に応じて日ごとの配置を行ってきた。案内予約に対してボランティアの不足が発生した場合には、事務局が個別にボランティアに打診

し、その配置を行った。事務局スタッフも緊急の場合には案内ができるよう、機会あるごとにボランティア同様に研修に参加するよう努めている。

#### ボランティアガイド研修

##### ※今年度実施実績

展示解説研修：4回

ボランティアガイド交流会：3回

一般研修・講座：2回

館外研修：2回

館主催の講座・講演会：7回

ボランティアの研修については、展示会ごとに行う展示解説研修をはじめとして計16回の研修を実施した。さらに、毎年2回実施している館外研修も、日帰りで「児湯・西都の古墳巡り」、1泊研修として県西地域を中心に「日向の神話と遺跡」を行った。

#### ボランティア協議会事務局運営

常勤スタッフが西都原ボランティア協議会の世話役会等に出席して、会の活動方針策定や会計処理等の事務局業務を行った。また、協議会が独自に行う企画や活動にも参加してその運営を支援した。

以上のような運営支援を行うためのボランティアガイド研修計画作成等については、博物館学芸員と情報の共有を図り、緊密な連携のもとで随時連絡調整をおこないながら作成・実施を行った。

## ② 博物館友の会会員募集及び企画作成

#### 西都原考古博物館友の会会員募集

友の会会員募集については、募集チラシの作成・配布はもちろん、館内外の施設での展示及び設置や、開催される各種の講座・講演、会合等の場での案内も行った。また、会員向けに年4回発行している「友の会ニュース」では、博物館職員から寄稿してもらうなど内容の充実を図り会員の満足度の向上に努めている。

#### 西都原考古博物館友の会事業

会員特典としてミュージアムショップでの割引販売を継続実施した。また、会員向けの「友の会ニュース」を今年度においても年4回発行

し、研修・講座等の案内とともに送付した。

#### オリジナル年間スケジュール手帳の作成と配布

「オリジナル年間スケジュール手帳」を作成して配布した。この手帳は、友の会会員だけでなく、ボランティアガイドや博物館職員、関係者へも配布した。

#### 西都原考古博物館友の会会員研修会への参加

友の会会員特典の一つとして、本来はボランティアのみを対象とした各種研修への参加案内を行った。

#### ③ 団体受付及び団体受入れ計画案の作成

団体受付については、事前に電話やFAXでの（利用申込書による）申込みを受領した後に、内容等をチェックして受付確認書を発行、もしくは電話での確認を行うことで最終受付とした。

申込内容を確認した後、各ボランティアから提出された月間活動希望シートに基づいて作成した活動予定カレンダーを参考にしながら案内担当のボランティア配置を行った。その結果、案内ボランティアが不足するなどした場合は、事務局が個別にボランティアと連絡を取り不足の無いよう調整した。申込者によっては（専門機関や公的機関など）学芸員による案内を希望される場合もあり、その際には学芸普及担当と協議を行い人員の配置を行った。

以上の結果については、団体予約予定表にまとめて毎週の定例会で発表し、博物館と情報を共有するとともに、必要に応じて協議を行った。また、事務室のホワイトボードにも予約状況を書き出し、誰でもが確認・共有できるようにしている。

#### ④ 講座体験活動の運営補助、材料発注及び購入

講座体験活動の運営補助として、古代生活体験館指導員の補助活動と、講座や体験活動に必要な材料確保を行った。その他、体験館における日常の業務としては、毎日の売上の集計、月末には材料の在庫数量の確認（棚卸）を行った。

また、体験館指導員、古代生活体験館担当学芸員と協議して材料の発注・購入及び団体受入れを行った。

（i さいと江河）

2017(平成29)年度 団体予約件数年度合計 2017(平成29)年4月1日～2018(平成30)年3月31日

年度合計	団体予約件数	予約人数	博物館見学 予約件数	古墳群見学 予約件数	体験館 予約件数
	385	15,313	303	170	137

学校関係						社会教育 関係	観光 関係	福祉 関係	官公庁 関係	その他
148										
小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校	専修学校 大学	P T A その他	30	112	28	20	47
71	17	19	4	8	29					

## 11 刊行物

### (1) 図録 特別展『日向諸県君と葛城氏』

2017(平成29)年7月15日刊行 A5版53頁

南九州を拠点とした「諸県君」と奈良盆地南西部を拠点とした「葛城氏」は、いずれも大王家と密接な関係を築いた古代豪族として『古事記』・『日本書紀』に名を残している。本書は両者が活動したとされる5世紀代の古墳や集落出土資料から、両者の実像について考えることを目的とした展示会の図録である。

南九州や奈良盆地南西部の出土資料に加え、当時の大王墓が営まれた大阪平野の資料とも対比することで、三者が密接な関係性を有していたことを紹介した。

### (2) 図録 国際交流展『台湾鉄器文化の粋

#### 新北市十三行遺跡と人びと』

2017(平成29)年10月7日刊行 A5版59頁

2013(同25)年12月に当館と学術文化交流協定を締結した台湾新北市十三行博物館と共同開催した展示会の図録である。

十三行遺跡は、台湾北西部に所在する台湾鉄器時代を代表する遺跡である。本書では、十三行遺跡の発見から保存に至る道程や、十三行人の豊かな精神性と活発な交流を物語る出土品を掲載、その生活や文化の特質を南九州との比較も行いながら紹介する。

### (3) 『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』

#### 第14号

2018(平成30)年3月16日刊行 A4版82頁

当館の職員および共同研究者による研究成果の周知を目的として刊行。論考等2本、資料紹介5本、西都原古墳群の保存・管理・活用事例、博物館実習、考古博体験・実験講座等成果報告3本を所収した。

### (4) 『特別史跡 西都原古墳群 発掘調査・保存整備概要報告書(XX)』

2018(平成30)年3月

宮崎県教育委員会刊行 A4版8頁

宮崎県教育委員会が文化庁の補助を受け、2014(同26)年度から着手した事業の中で実施した西都原101号墳の発掘調査、地中探査により第1支群内で発見された横穴墓群についての確認調査、1995・1997(同7・9)年度に保存整備工事を実施した西都原206号墳の再整備についての概要報告書である。

## 12 各職員の研究・活動等記録

東 憲章（考古学）

### 1 講演・学会発表等

- ①「交差する歴史と神話 ～考古学からみた日向神話～」西都・児湯地区地域婦人連絡協議会研修会  
於：宮崎県立西都原考古博物館 2017（平成29）年6月21日
- ②「日本における遺跡の保存・管理と活用について ～宮崎県西都原古墳群を例として～」民国106年度遺  
址監管及び行政管理人員陪訓ワークショップ 於：台湾新北市立十三行博物館 2017(平成29)年8月24日
- ③「日本の祭りと踊り～神楽について～」馬韓文化アカデミー 於：韓国国立羅州博物館  
2017（平成29）年10月18日
- ④「GPRを利用した大規模遺跡における地下マップ制作の実践 ～特別史跡西都原古墳群（宮崎県西  
都市）～」学術シンポジウム 3D考古学の再挑戦 於：早稲田大学 2017(平成29)年10月21・22日
- ⑤「大規模遺跡の保存・管理と活用 ～西都原古墳群の場合～」2017 International Symposium of  
Public Archaeology in Korea 於：韓国国立中央博物館 2017（平成29）年12月8日

### 2 著書・論文等

- ①「日本における遺跡の保存・管理と活用について ～宮崎県西都原古墳群を例として～」『106年度  
遺址監管及行政管理人員培訓班 陪訓手冊』台灣新北市政府文化局 2017（平成29）年8月24日
- ②「GPRを利用した大規模遺跡における地下マップ制作の実践 ～特別史跡西都原古墳群（宮崎県西  
都市）～」『3D考古学の再挑戦 遺跡・遺構の非破壊調査研究』2017年度総合研究機構研究成果報  
告会学術シンポジウム予稿集 早稲田大学総合研究機構 2017（平成29）年10月21日
- ③『古墳時代の南九州の雄 西都原古墳群』シリーズ遺跡を学ぶ121 新泉社 2017（平成29）年11月
- ④「大規模遺跡の保存・管理と活用～西都原古墳群の場合～ Preservation,management and utilization  
of large-scale Archaeological site -In case of Special Historic site-Saitobaru Burial Mounds-」  
『Archaeology and the Public』2017 International Symposium for Commemorating Foundation of  
Korea Public Archaeology Society 2017（平成29）年12月8日
- ⑤「大規模遺跡の保存・管理と活用～西都原古墳群の場合～」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀  
要』第14号 2018（平成30）年3月

### 3 その他

- ①宮崎考古学会会員
- ②九州前方後円墳研究会会員

田中 敏雄（教育普及）

### 1 講演・学会発表等

- ①「古代生活体験館と古代復元住居再生事業」ワークショップ：遙かなる過去へのいざない－実態と  
イメージを兼ね備えた考古博物館－ 於：台灣新北市立十三行博物館 2017(平成29)年4月21日

### 2 著書・論文等

- ①『文化財活用促進事業 「甦れ！古代ロマン復元住居再生事業」-古代復元住居の屋根葺き替えまで  
の道程-』『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要第14号』2018（平成30）年3月

堀田 孝博（考古学）

1 講演・学会発表等

- ①「古墳時代中期における日向の様相」『日向諸県君と葛城氏』関連講座 於：宮崎県立西都原考古博物館 2017（平成29）年8月26日  
②「宮崎県における中世墓の終焉」第10回中世葬送墓制研究会 於：ホルトホール大分 2018（平成30）年2月10日

2 著書・論文等

- ①『日向諸県君と葛城氏』平成29年度特別展図録 2016（平成28）年7月  
②「宮崎県における中世墓の終焉」『九州地域の中世墓終焉期を探る』  
第10回中世葬送墓制研究会資料 中世葬送墓制研究会 2018（平成30）年2月  
③「西都原古墳群関連写真の新例～堺市博物館所蔵の谷村為海氏撮影写真より～」  
『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第14号 2018(平成30)年3月  
④『特別史跡 西都原古墳群 発掘調査・保存整備概要報告書（XX）』 宮崎県教育委員会  
2018（平成30）年3月

3 その他

- ①宮崎考古学会会員  
②鹿児島陶磁器研究会会員  
③九州前方後円墳研究会会員

藤木 聰（考古学）

1 講演・学会発表等

- ①「南九州の玉と大陸渡来の雁木玉、モザイク玉」2017年度東海大学エクステンションセンター3県連携講座「地域学」 於：東海大学高輪キャンパス 2018（平成30）年1月20日  
②「黒曜石が語る！ 豊と日向の縄文時代」『豊と日向 日出る国の考古学』関連講座 於：宮崎県立西都原考古博物館 2018（平成30）年2月17日

2 著書・論文等

- ①「古代から近世の日向における火打金とその変遷～鳥居龍藏の言及と考古・民俗資料の集成～」  
『宮崎考古』第27号、宮崎考古学会 2017（平成29）年5月  
②「九州東南部における局部磨製石斧の新例－宮崎県西都市清水採集および宮崎市白ヶ野第2・第3遺跡出土石斧の紹介－」『九州旧石器』第14号、九州旧石器文化研究会 2018（平成30）年3月  
③「韓半島における火打金・火打石－東アジアにおける人と火の関係史解明に向けて－」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第14号 2018（平成30）年3月

3 その他

- ① 宮崎考古学会会員

谷口 晴子（考古学）

1 講演・学会発表等

- ①「古代の色を探る」『色が語る いにしえの技と心』関連講座 於：宮崎県立西都原考古博物館  
2017（平成29）年5月20日

2 著書・論文等

- ③「表採資料から探る、新富町茶碗山窯跡」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第14号 2018  
(平成30) 年3月

3 その他

- ①宮崎考古学会会員

- ②あまけんチームA

永友 良典（考古学）

2 著書・論文等

- ①「博物館経営論と西都原考古博物館の活動」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第14号 宮崎  
県立西都原考古博物館 2018（平成30）年3月

3 その他

- ①宮崎考古学会会員

- ②駿台史学会会員

- ③文化財写真技術研究会会員

沖野 誠（考古学）

2 著書・論文等

- ①「台湾鉄器文化の粋 新北市十三行遺跡と人びと」平成29年度国際交流展『台湾鉄器文化の粋 新  
北市十三行遺跡と人びと』展示会図録 2017（平成29）年10月

- ②「西都原出土の旧石器について」『宮崎県立西都原考古博物館研究紀要』第14号  
2018（平成30）年3月

- ③「大分県の動向」『九州旧石器』第21号 2018（平成30）年3月

3 その他

- ①宮崎考古学会会員

- ②日本考古学協会会員

## V 関係法規等、その他

### 1 条例、規則等

#### 県立西都原考古博物館条例

(平成 15 年 9 月 26 日 条例第 42 号)

最終改正 平成 16 年 3 月 26 日条例第 26 号

(設置)

第 1 条 特別史跡西都原古墳群の保存及び活用を図り、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 18 条及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項の規定に基づき、県立西都原考古博物館（以下「西都原考古博物館」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 西都原考古博物館は、次の表の左欄に掲げる施設をもって構成し、その位置は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置
考古博物館	西都市大字三宅字西都原西 5670 番
西都原古代生活体験館	同

(事業)

第 3 条 西都原考古博物館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 考古及び歴史に関する資料（以下「博物館資料」という。）の収集、保管及び展示に関する事業
- (2) 博物館資料に関する展覧会、講習会、研究会等の開催に関する事業
- (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関する事業
- (4) 古代の生活様式、技術等の体験に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、西都原考古博物館の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第 4 条 西都原考古博物館に、館長その他必要な職員を置く。

(使用料)

第 5 条 西都原考古博物館の施設又は設備を利用しようとする者は、別に条例で定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、西都原考古博物館の管理及び運営に関し必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附則（抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定は、平成 16 年 4 月 17 日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条の表に規定する考古博物館に係る第 1 条の規定の適用については、この条例の施行の日から平成 16 年 4 月 16 日までの間においては、同条中「博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 18 条及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項」とあるのは、「博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 18 条」とする。

附則（平成 16 年 3 月 26 日 条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 県立西都原考古博物館管理規則

(平成 15 年 10 月 31 日 教育委員会規則第 15 号)

最終改正 平成 23 年 7 月 21 日 教育委員会規則第 6 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、県立西都原考古博物館条例（平成 15 年宮崎県条例第 42 号）第 6 条の規定に基づき、県立西都原考古博物館（以下「西都原考古博物館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 所掌事務及び職制

(所掌事務)

第 2 条 西都原考古博物館の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の人事、給与及び服務に関する事。
- (2) 予算の執行及び決算に関する事。
- (3) 文書の収受、発送及び保存に関する事。
- (4) 公印の管守に関する事。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関する事。

- (6) 宮崎県博物館協議会に関すること（西都原考古博物館の運営に関するに限る。ただし、委員の任免を除く。）。
- (7) 考古及び歴史に関する資料（以下「博物館資料」という。）の収集、整理、保管、修理及び展示に関すること。
- (8) 博物館資料に関する標本、模写、模型、写真、文献、図表、フィルム等の作成に関すること。
- (9) 博物館資料の利用及び展示品の解説並びにその指導に関すること。
- (10) 展覧会、講習会、体験講座及び研究会等を主催し、並びにその開催を援助すること。
- (11) 博物館資料の専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (12) 西都原古墳群の専門的な調査研究及び整備に関すること。
- (13) 他の博物館、学校その他の関係機関との協力及び情報交換に関すること。
- (14) 博物館資料の寄贈及び寄託に関すること。
- (15) その他西都原考古博物館の管理運営に関すること。

（職及び職務）

第3条 西都原考古博物館に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
館長	館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副館長	館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、その職務を代行する。
学芸員	上司の命を受けて、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他専門的事項を処理する。
専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。
主任主事	上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。
主事	上司の命を受けて、事務に従事する。
専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。
主任技師	上司の命を受けて、複雑な技術に従事する。
技師	上司の命を受けて、技術に従事する。

2 前項に規定する職のほか、西都原考古博物館に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
参考事	上司の命を受けて、西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
副参考事	上司の命を受けて、西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
主幹	上司の命を受けて、西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
副主幹	上司の命を受けて、その相当高度の専門的業務に従事し、又は西都原考古博物館の特定の事務を掌理する。
主査	上司の命を受けて、専門的業務に従事する。

3 第1項に規定する館長の職は、非常勤とすることができます。

（その他の職）

第4条 前条に規定する職のほか、西都原考古博物館に、必要に応じ、その他の職員の職として、技術員を置く。

2 技術員は、上司の命を受けて、技能又は労務に従事する。

第5条 削除

第3章 開館等

（開館時間等）

第6条 西都原考古博物館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。

2 ホールの開館時間は、前項の規定にかかわらず、午前10時から午後5時までとする。

3 展示室の入室時間は、午前10時から午後5時30分までとする。

4 館長は、必要と認めるときは、臨時に前3項の開館時間又は入室時間を変更することが出来る。

#### (休館日)

第7条 西都原考古博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。）
- (2) 休日の翌日（土曜日、日曜日又は休日に当たるときを除く。）
- (3) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで
- (4) 特別整理期間（あらかじめ、館長が定めて公示する期間）

2 館長は、必要があると認めるときは、臨時に前項各号に掲げる休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(入館制限等)

第8条 館長は、西都原考古博物館の管理運営上支障があるとき、その他入館しようとする者が次に掲げる行為をするおそれがあると認められるときは、入館を制限し、又は拒絶することができる。

- (1) 西都原考古博物館における秩序又は風紀を乱す行為
- (2) めいてい等により公衆に迷惑をかける行為

2 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる行為をしないこと。
- (2) 施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる行為をしないこと。
- (3) 許可なく展示品に触れたり、写真撮影、模写等をしないこと。
- (4) 指定する場所以外において喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) その他関係条例、規則及び西都原考古博物館の係員の指示に従うこと。

3 館長は、入館者が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。

#### 第4章 施設の使用

(使用許可)

第9条 次の表の左欄に掲げる施設又は設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、同表の右欄に掲げる提出期限までに施設等使用許可申請書（別記様式第1号）を館長に提出して、使用許可を受けなければならない。ただし、館長が必要と認めるときは、提出期限を変更することができる。

施設等	提出期限
ホール及びホール設備	使用前の2日前の日

2 使用許可は、施設等使用許可書（別記様式第2号）により行うものとする。

3 館長は、西都原考古博物館の管理運営上支障があるとき、その他使用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可しないものとする。

- (1) 施設等使用許可申請書の内容に偽りがあるとき。
- (2) 嘗利を主たる目的とするとき。
- (3) 西都原考古博物館における秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。

4 館長は、必要があるときは、使用許可に条件を付けることができる。

(変更の許可)

第10条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可の内容を変更しようとするときは、施設等使用変更許可申請書（別記様式第3号）を館長に提出して、使用変更許可を受けなければならない。

2 使用変更許可は、施設等使用変更許可書（別記様式第4号）により行うものとする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による使用変更許可について準用する。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、第8条第2項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された使用の目的又は条件に違反しないこと。
- (2) 施設等を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(使用後の検査)

第12条 使用者は、使用を終了したときは、自己の負担において直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 前項の規定により施設等を原状に回復した者は、直ちに館長に報告して検査を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 館長は、使用者が第9条第3項の各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第11条の規定に違反すると認めたときは、使用許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による使用許可の取消し又は使用中止の場合に準用する。

3 第1項の規定による使用許可の取消し又は使用中止によって使用者に損害が生じても、県は、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

#### 第5章 使用料の還付等

(使用許可の取消しの申出)

第14条 使用者は、使用許可の取消しの申出をするときは、施設等使用許可取消申出書（別記様式第5号）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の施設等使用許可取消申出書の提出があったときは、当該許可を取消し、その旨を申出者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第15条 教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号。以下「使用料条例」という。）別表第1に定める西都原考古博物館使用料に係る使用料条例第5条第3号に規定する使用前とは、使用日の前日以前とする。

2 使用料条例第5条ただし書の規定により使用料を還付する場合の当該還付の額は、既納使用料の全額とする。

3 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（別記様式第6号）を館長に提出しなければならない。

## 第6章 博物館資料の利用

(博物館資料の館内利用)

第16条 図書資料は、館内の所定の場所において利用することができる。

2 博物館資料（図書資料を除く。）を学術の研究のため特に利用しようとする者は、博物館資料館内利用承認申請書（別記様式第7号）を館長に提出しなければならない。

3 館長は、前項の博物館資料館内利用を承認したときは、申請者に博物館資料館内利用承認書（別記様式第8号）を交付するものとする。

(図書資料の複写)

第17条 図書資料の複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の規定に基づき、利用者の調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分について行うものとする。

2 図書資料の複写を依頼しようとする者は、図書資料複写申込書（別記様式第9号）を館長に提出しなければならない。

3 次に掲げる図書資料は複写しないものとする。

(1) 技術的に複写が困難な図書資料

(2) 複写することによって損傷のおそれのある図書資料

(3) 前2号に掲げるもののほか、館長が複写することを不適当と認めた図書資料

4 複写物の利用による著作権法上の責任は、当該複写物の提供を受けた者が負うものとする。

17条の2 前条の規定により、図書資料の複写を依頼しようとする者は、当該図書資料の複写に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の図書資料の複写に要する経費は、次の表に定める額とし、同費用は前納しなければならない。

区分	単位	金額
電子複写（単色のもの）	複写1面につき	10円

(博物館資料の館外利用)

第18条 博物館資料の館外貸出しを受けようとする者は、博物館資料館外貸出承認申請書（別記様式第10号）を館長に提出しなければならない。

2 博物館資料の館外貸出しを受けることのできるものは、次のとおりとする。

(1) 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により文部科学大臣又は都道府県教育委員会が指定した博物館に相当する施設

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

(3) 市町村立の歴史民俗資料館等で県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定めるもの

(4) その他教育長が適当と認めるもの

3 第1項の館外貸出しの期間は、30日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、これを延長することができる。

4 館長は、館外貸出しを決定したときは、申請者に博物館資料館外貸出承認書（別記様式第11号）を交付するものとする。

5 館長は、西都原考古博物館の都合により必要と認めるときは、前項に規定する館外貸出しの期間中であっても、博物館資料の返還を求めることができる。

(弁償)

第19条 入館者、使用者又は利用者（第16条から前条までに規定する博物館資料の利用を受ける者をいう。）が、博物館資料、設備若しくは備品を亡失し、破損し、又は汚損したときは、館長の指示に従い、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

## 第7章 寄贈及び寄託

(博物館資料の寄贈及び寄託)

第20条 博物館資料を寄贈又は寄託しようとする者は、博物館資料寄贈寄託申込書（別記様式第12号）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の寄贈又は寄託の引受けを決定したときは、寄贈者又は寄託者に博物館資料寄贈寄託受領書（別記様式第13号）を交付するものとする。

3 寄託を受けた博物館資料は、西都原考古博物館所蔵の資料と同一の取扱いをするものとする。ただし、天災その他不可抗力によって生ずる損害については、賠償の責めを負わないものとする。

4 寄託を受けた博物館資料は、寄託者の申請又は西都原考古博物館の都合により返却することができる。

## 第8章 雜則

(博物館資料の選定及び評価)

第21条 博物館資料の選定及び評価をするに当たっては、埋蔵文化財価格評価員に関する規程（昭和44年3月15日 文化庁長官裁定）に準じ、原則として学識経験者の意見を徴するものとする。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、西都原考古博物館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第6条第1項、第2項及び第3項の規定は、平成16年4月17日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第5項の規定については、この規則の施行の日から、平成16年4月16日までの間においては、同項中「前4項」とあるのは「前項」とし、「入室時間」とあるのは「入館時間」とする。

3 第7条第1項及び第8条第1項の規定の適用については、この規則の施行の日から、平成16年4月16日までの間においては、同項中「西都原考古博物館」とあるのは「西都原古代生活体験館」とする。

附則（平成23年7月21日 教育委員会規則第6号）

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

## 県立西都原考古博物館 施設利用取扱要綱

(平成17年12月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、県立西都原考古博物館管理規則（平成16年宮崎県教育委員会規則 第15号、以下「規則」という。）

第22条の規定により県立西都原考古博物館（以下「博物館」という。）の取り扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において施設利用とは、規則第4章に規定する施設以外の利用をいう。

(施設利用承認)

第3条 館長は、次に掲げるものに、必要な条件を付して施設利用を承認するものとする。

(1) 教育、学術又は文化に関する事業の用に供することを目的とする国・地方公共団体及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条に規定する教育機関

(2) その他館長が特に必要があると認めるもの

2 施設を利用しようとするものは、「施設利用承認申請書」（様式第1号）に利用計画書を添付し利用期日の10日前までに提出しなければならない。

3 施設の利用承認は、「施設利用承認書」（様式第2号）を交付し、「施設利用受付台帳」（様式第3号）に記録する。

(利用時間)

第4条 利用時間は、原則として午前10時00分から午後5時30分とする。但し休館日は除く。

(利用の制限)

第5条 館長は、承認を行うにあたり、次の各号の1に該当しないと認める場合に承認するものとする。

(1) 申請書の内容に偽りがあると認められるもの

(2) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるもの

(3) 火気の使用（但し、館長の許可を受けた場合を除く）及び営利活動に該当すると認められるもの

(4) その他利用が適当でないと認められるもの

(利用者の遵守事項)

第6条 利用を承認されたものは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 承認された利用の目的又は条件に違反しないこと

(2) 施設を利用する権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと

2 前項の規程に反する行為があるものについては利用を取り消し、又は中止させることができる。

3 取り消し等によって利用者に損害が生じても、県はその損害の賠償責任は負わないものとする。また、盜難、事故等についても一切責任は負わない。

(利用の場所)

第7条 利用は、館長が指定した場所で行うものとする。

(利用後の検査)

第8条 利用者は、利用後自己の負担において直ちに現状に回復しなければならない。

2 前項の規程により現状に回復した者は、直ちに館長に報告して検査を受けなければならない。

(利用に要する費用)

第9条 利用に要する費用は、利用した者が負担するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事務処理に関し必要な事項は、館長が別に定める。

付則

この要綱は、平成17年12月1日から適用する。

## 宮崎県教育関係使用料及び手数料徴収条例

(平成 13 年 3 月 29 日条例第 23 号)

改正 平成14年 3月27日条例第19号  
平成15年 9月26日条例第42号  
平成16年 3月26日条例第20号  
平成17年 3月29日条例第38号  
平成17年 7月22日条例第62号  
平成18年 3月29日条例第38号  
平成18年10月 1日条例第63号  
平成19年 3月16日条例第26号  
平成19年12月26日条例第64号  
平成21年 3月25日条例第21号  
平成22年 6月25日条例第33号  
平成26年 3月26日条例第36号  
平成28年 3月14日条例第14号

教育関係使用料及び手数料徴収条例をここに公布する。

教育関係使用料及び手数料徴収条例  
教育関係使用料及び手数料徴収条例（昭和 25 年宮崎県条例第 50 号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 225 条の規定に基づく使用料及び同法第 227 条の規定に基づく手数料で宮崎県教育委員会の所管に属するものの徴収については、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(使用料)

第2条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、教育関係の公の施設に関する条例（昭和 39 年宮崎県条例第 36 号）第 6 条第 1 項の規定により、教育関係の公の施設を管理する指定管理者が、当該教育関係の公の施設の利用料金を收受している場合は、この限りではない。

(1) 教育関係の公の施設に関する条例別表第 1に掲げる高等学校（以下「県立高等学校」という。）

及び中等教育学校（以下「県立中等教育学校」という。）授業料及び科目履修料

(2) 教育関係の公の施設に関する条例別表第 1に掲げる学校（以下「県立学校」という。）

県立学校体育施設照明施設使用料

(3) 宮崎県体育館 体育館使用料

(4) 宮崎県ライフル射撃競技場 ライフル射撃競技場使用料

(5) 宮崎県総合博物館 総合博物館観覧料及び総合博物館使用料

(6) 県立西都原考古博物館 西都原考古博物館使用料

(7) 県立美術館 美術館観覧料及び美術館使用料

(8) 宮崎県青島少年自然の家、宮崎県むかばき少年自然の家及び宮崎県御池少年自然の家少年自然の家使用料

2 前項各号に掲げる使用料の金額その他その徴収に関する事項については、それぞれ別表第 1 に定めるとおりとする。

一部改正〔平成 16 年条例 20 号・17 年 38 号・62 号・22 年 33 号・26 年 36 号〕

(手数料)

第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第 2 項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。

(1) 県立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程に合格した者の入学 高等学校入学料

(2) 県立中等教育学校の前期課程修了者の後期課程への進級 中等教育学校進級手数料

(3) 県立高等学校の通信制の課程に合格した者の入学 通信教育入学料

(4) 教育関係の公の施設に関する条例別表第 1に掲げる中学校（以下「県立中学校」という。）、県立高等学校若しくは県立中等教育学校の入学者選抜若しくは転学のためにする試験の実施又は県立高等学校の転籍のためにする試験の実施入学者選抜等手数料

(5) 県立学校における在学証明書、成績証明書、卒業証明書又は単位修得証明書の交付学校諸証明交付手数料

(6) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 5 条第 6 項の規定に基づく免許状の授与、同法第 5 条の 2 条第 3 項の規定に基づく特別支援教育療育（以下「領域」という。）の追加を定め、当該免許状の授与に関する証明又は同法第 15 条の規定に基づく免許状の書換若しくは再交付教育 職員免許状授与等手数料

(7) 教育職員免許法第 6 条第 1 項の規定に基づく教育職員検定（以下「教育職員検定」という。）の実施教育職員検定手数料

(8) 教育職員免許法第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づく免許状の有効期間の更新、同条第 5 項の規定に基づく免許状の有効期間の延長、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 98 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 2 項の規定に基づく免許状更新講習の修了確認、同条第 3 項第 3 号の規定に基づく確認、同条第 4 号の規定に基づく免許状更新講習の修了確認期限の延期若しくは教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 9 号）附則第 10 条第 1 項の規定に基づく免許状更新講習の免除認定（以下「免許状の更新等」という。）又は免許状更新等に関する証明 教育職員免許状更新等手数料

- (9) 県立美術館において行う宮崎県美術展への出品 宮崎県美術展出品手数料  
(10) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 14 条第 1 項の規定に基づく古式銃砲の規定に基づく登録証の再交付 銃砲刀剣類登録等手数料  
(11) 銃砲刀剣類所持等取締法第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づく美術品として価値のある刀剣類の制作の承認の申請に対する審査美術刀剣類製作承認申請手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。  
2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。  
(1) 高等学校入学料 入学の時  
(2) 中等教育学校進級手数料 後期課程進級の時  
(3) 通信教育入学料 入学の時  
(4) 入学者選抜等手数料 願書提出の時  
(5) 宮崎剣美術展出品手数料 作品搬入の時  
3 第 1 項各号に掲げる手数料の金額その他その徴収に関する事項（前項に定めるものを除く。）については、それぞれ別表第 2 に定めるとおりとする。

一部改正〔平成 16 年条例 20 号・17 号 38 号・18 年 32 号・63 号・19 年 26 号・21 年 21 号〕  
(減免)

第 4 条 知事は、公益上必要があると認める場合又は特別の事情があると認める場合には、使用料又は手数料を減免することができる。

(不還付の原則)

第 5 条 既納の使用料及び手数料は、還付しない。ただし、使用料で次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 使用者の責めに帰すことのできない理由により使用できない場合  
(2) 宮崎県教育委員会の都合により使用許可を取り消した場合  
(3) 使用前に使用許可の取消しの申出があり、その申出に基づいて宮崎県教育委員会が使用許可を取り消した場合

(罰則)

第 6 条 詐欺その他不正の行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、使用料及び手数料の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則  
(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等に係る使用料及び手数料について適用し、同日前に行われた申請等に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則については、なお従前の例による。

4 別表第 1 の 1 の項の規定の適用については、平成 13 年度においては同項中「111,600 円」とあるのは「109,200 円」と、「30,000 円」とあるのは「29,280 円」と、「1,500 円」となるのは「1,460 円」と、「3,350 円」とあるのは「3,280 円」とし、平成 14 年度においては同項中「111,600 円」とあるのは「110,400 円」と、「30,000 円」とあるのは「29,760 円」と、「1,500 円」とあるのは「1,480 円」と、「3,350 円」とあるのは「3,320 円」とする。

(教育関係の公の施設に関する条例の一部改正)

5 教育関係の公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附則（平成 14 年 3 月 27 日条例第 19 号）  
この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 15 年 9 月 26 日条例第 42 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。（後略）

附則（平成 16 年 3 月 26 日条例第 20 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 1 の 8 の項の改正規定（「体育館」の下に「（宮崎県むかばき少年自然の家及び宮崎剣御池少年自然の家に限る。）」を加える部分に限る。）交付の日

- (2) 第 2 条第 1 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に 1 号を加える改正規定、第 3 条第 1 項中第 12 号を第 13 号とし、第 9 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 8 号の次に 1 号を加える改正規定、別表第 1 の 8 の項を同表の 9 の項とし、同表中 7 の項を 8 の項とし、6 の項を 7 の項とし、5 の項の次に 6 の項を加える改正規定及び別表第 2 中 12 の項を 13 の項とし、11 の項を 12 の項とし、10 の項を 11 の項とし、同表の 9 の項中「20 円」を「10 円」に改め、同項を同表の 10 の項とし、同表の 8 の項の次に 9 の項を加える改正規定（同表の 9 の項中「20 円」を「10 円」に改める部分を除く。）平成 16 年 4 月 17 日

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1の1の項の規定の適用については、平成16年度においては同項中「115,200円」とあるのは「112,800円」と、「3,460円」とあるのは「3,390円」と、「1,560円」とあるのは「1,520円」と、「31,200円」とあるのは「30,480円」とし、平成17年度においては同項中「115,200円」とあるのは「114,000円」と、「3,460円」とあるのは「3,420円」と、「1,560円」とあるのは「1,540円」と、「31,200円」とあるのは「30,960円」とする。

附則（平成17年3月29日条例第38号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平成17年7月22日条例第62号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成18年3月29日条例第32号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成18年10月1日条例第63号）

この条例は、平成19年1月1日から施行する。ただし、別表第1の5の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附則（平成19年3月16日条例第26号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1の1の項の規定の適用については、平成19年度においては同項中「118,800円」となるのは「116,400円」と、「3,570円」とあるのは「3,500円」と、「1,620円」とあるのは「1,580円」とし、平成20年度においては同項中「118,800円」とあるのは「117,600円」と、「3,570円」とあるのは「3,540円」と、「1,620円」とあるのは「1,600円」とする。

附則（平成19年12月26日条例第64号）

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成19年12月規則第87号で、同19年12月26日から施行)

附則（平成21年3月25日条例第21号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成22年6月25日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成26年3月26日条例第36号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る同日以後の公立高等学校（同条第2項に規定する高等学校をいう。）に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）より一部抜粋

使用料	区分		単位	金額	納期
6 西都原考古博物館	ホール	午前	3,480円	使用許可の時	
		午後	6,960円		
	ホール設備	冷房設備	1時間につき	1,340円	使用終了の時
		暖房設備	同	660円	
	音声ガイド	1台1回につき	410円	使用前	

備考

- 「午前」とは午前10時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時までをいう。
- 時間超過の場合は、超過時間1時間につき、午前の使用料にあっては当該使用料の額に2分の1を乗じて得た額を、午後の使用にあっては当該使用料の額に4分の1を乗じて得た額を加算する。
- 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。

## 2 各種様式

別紙

別記  
様式第1号（第9条関係）

施設等使用許可申請書		年 月 日	
県立西都原考古博物館長 殿		所 住 電 話 名 生年月日	性別（男・女） 年 月 日 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名〕
申請者 氏 名 年 月 日 〔県立西都原考古博物館の施設を使用したいので、県立西都原考古博物館管理規則第9条第1項の規定により、 次のとおり申請します。〕			
使用の目的	行事の名称		
	行事の内容		
使用責任者	住 所		
	氏 名		
ホール使用期間		ホール設備（冷暖房）使用期間	
年 月 年 年	月 月 月 月	日 月 月 月	日 日 日 日
年 月 年 年	時から 時まで	時から 時まで	時から 時まで
年 月 年 年	時から 時まで	時から 時まで	時から 時まで
年 月 年 年	時から 時まで	時から 時まで	時から 時まで
備 考			

(注) 1 使用料の納期は、ホール使用料は使用許可の時、ホール設備（冷暖房）使用料は使用終了の時となります。  
2 申請者が法人にあつては、別紙「役員名簿」を提出してください。

(注) 1 法入登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載してください。  
(注) 2 この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するためには一切使用しません。

施設等使用許可書  
文書番号  
年月日

様

西都原考古博物館長 団

年月日付で申請のあつた県立西都原考古博物館の施設の使用については、次のとおり許可します。

使用の目的	行事の名称					
	行事の内容					
使用責任者	住所 氏名	年 月 日	月 日	日 月 年	時から 時まで	ホール設備 (冷暖房) 使用期間
		年 月 日	月 日	日 月 年	時から 時まで	ホール設備 (冷暖房) 使用期間

変更の内容	変更前	変更後	年 月 日	月 日	日 月 年	時から 時まで	年 月 日		月 日	日 月 年	時から 時まで	年 月 日		月 日	日 月 年	時から 時まで		
							ホール設備 (冷暖房) 使用期間	ホール設備 (冷暖房) 使用期間				ホール設備 (冷暖房) 使用期間	ホール設備 (冷暖房) 使用期間					
			年 月 日	月 日	日 月 年	時から 時まで			年 月 日	月 日	日 月 年	時から 時まで			年 月 日	月 日	日 月 年	時から 時まで
			年 月 日	月 日	日 月 年	時から 時まで			年 月 日	月 日	日 月 年	時から 時まで			年 月 日	月 日	日 月 年	時から 時まで
			年 月 日	月 日	日 月 年	時から 時まで			年 月 日	月 日	日 月 年	時から 時まで			年 月 日	月 日	日 月 年	時から 時まで
変更の理由																		
ホール使用料																		
円																		
備考																		
備考																		

(注) 使用料の納期は、ホール使用料(は使用許可の時、ホール設備 (冷暖房) は使用終了の時となります)。

添付書類 施設等使用許可書の写し

## 施設等使用変更許可書

文書番号  
年月日

様

西都原考古博物館長

## 施設等使用許可取消申出書

年月日

県立西都原考古博物館長 殿

文書番号 年月日	西都原考古博物館長	年月日	施設等使用許可取消申出書												
年月日	西都原考古博物館長	年月日	施設等使用許可書												
申請者 氏名		申請者 氏名													
住所 電話		住所 電話													
法人にあつては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名		法人にあつては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名													
<p>年月日付け第号で許可のあつた県立西都原考古博物館の施設の使用を中止したい ので県立西都原考古博物館管理規則第14条第1項の規定により、使用許可の取消しの申出をします。</p> <table border="1"> <tr> <td>年月日付けで申請のあつた県立西都原考古博物館の施設の使用の変更については、次のと おり許可します。</td> <td>取消しの申出をする理由</td> </tr> <tr> <td>変更前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更の内容</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>変更の理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>				年月日付けで申請のあつた県立西都原考古博物館の施設の使用の変更については、次のと おり許可します。	取消しの申出をする理由	変更前		変更後		変更の内容	備考	変更の理由		備考	
年月日付けで申請のあつた県立西都原考古博物館の施設の使用の変更については、次のと おり許可します。	取消しの申出をする理由														
変更前															
変更後															
変更の内容	備考														
変更の理由															
備考															
添付書類															
1 施設等使用許可書 2 変更の許可を受けている場合にあつては、施設等使用変更許可書															

## 使 用 料 還 付 請 求 書

## 博物館資料館内利用承認申請書

年 月 日

年 月 日

県立西都原考古博物館長 殿

県立西都原考古博物館長 殿

申請者 住 所 申請者 住 所  
電 話 氏 名 電 話 氏 名〔法人にあっては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付け第 号で許可のあった県立西都原考古博物館管理規則第15条第3項の規定により、次のとおり請求します。

年 月 日付け第 号で許可のあった県立西都原考古博物館管理規則第15条第3項の規定により、次のとおり請求します。

還付請求理由	既納の使用料 納付日 納付額	年 月 日 年 月 日 円	館内利用目的
還付請求額		円	博物館資料の名称
備 考			形 状 数 量 備 考

## 添付書類

- 1 書面により許可の取消しがあった場合においては、当該書面
- 2 使用料を納付していることを証する書面

振込先金融機関名	銀行 支店	利用希望日時
預金の種類	普通・当座	利用の方法
振込 口座番号 口座 フリガナ 口座名義		撮影の有無 備 考



## 博物館資料館外貸出承認申請書

## 博物館資料館外貸出承認書

年 月 日

県立西都原考古博物館長 殿

申請者 住所 電話 氏名  
 申請者 住所 電話 氏名  
 申請者 住所 電話 氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
 及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり博物館資料の館外貸出しを受けたいので、県立西都原考古博物館管理規則第18条第1項の規定により申請します。

博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考	
貸出期間				
保管場所				
資料運搬方法				
撮影の有無				

年 月 日

様

西都原考古博物館長 団

年 月 日付けで申請のあつた博物館資料の館外貸出しについては、次のとおり承認します。

館外貸出目的				
博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考	

## 博物館資料寄贈申込書

## 博物館資料寄贈申託受領書

年 月 日

県立西都原考古博物館長 殿

住所

申請者 氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕次の目録に記載の博物館資料を貴殿に寄贈（寄託）したいので、県立西都原考古博物館管理規則第20条  
第1項の規定により申請します。

博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考

様

次の目録に記載の博物館資料を貴殿より確かにご寄贈（寄託）を受けました。

目録

博物館資料の名称	形 状	数 量	備 考

年 月 日

西都原考古博物館長 印

## 施設利用承認申請書

平成 年 月 日

県立西都原考古博物館長 殿

申請者	住 所
団 体 名	(事業計画書等添付)
電 話(	)

施設を利用したいので、次のとおり申請します。

行事の名称													
利用目的													
利用期間													
利用区分													
利用予定者数													
主催者数( )人													
参加者数( )人													
チラシ配布・看板設置	する	しない	(図案、計画書等添付)										
利用承認条件													

行事の名称													
利用期間													
利用区分													
利用予定者数													
主催者数( )人													
参加者数( )人													
主催者数( )人													
参加者数( )人													
チラシ配布・看板設置	する	しない	(図案、計画書等添付)										
利用承認条件													

## 施設利用承認書

平成 年 月 日

団体・代表者名

様

県立西都原考古博物館長 印

平成 年 月 日付で申請のあつた施設の利用について、次のとおり承認します。

行事の名称													
利用期間													
利用区分													
利用予定者数													
主催者数( )人													
参加者数( )人													
チラシ配布・看板設置	する	しない	(図案、計画書等添付)										
利用承認条件													

区 分 A・エントラントホール B・セミナー室 C・展望ラウンジ  
D・廊下の壁面（本館） E・体験館 F・体験ステージ G・その他

### 3 利用案内

開館時間 

- ・午前 10 時から午後 6 時まで (展示室への入室は午後 5 時 30 分まで)

休館日 

- ・月曜日 (国民の祝日と重なる時は最も近い平日)
- 年末年始 (12月 28 日から 1 月 4 日まで)
- 国民の祝日の翌日 (土曜日、日曜日または休日に当たるときを除く)

入館料 

- ・無料

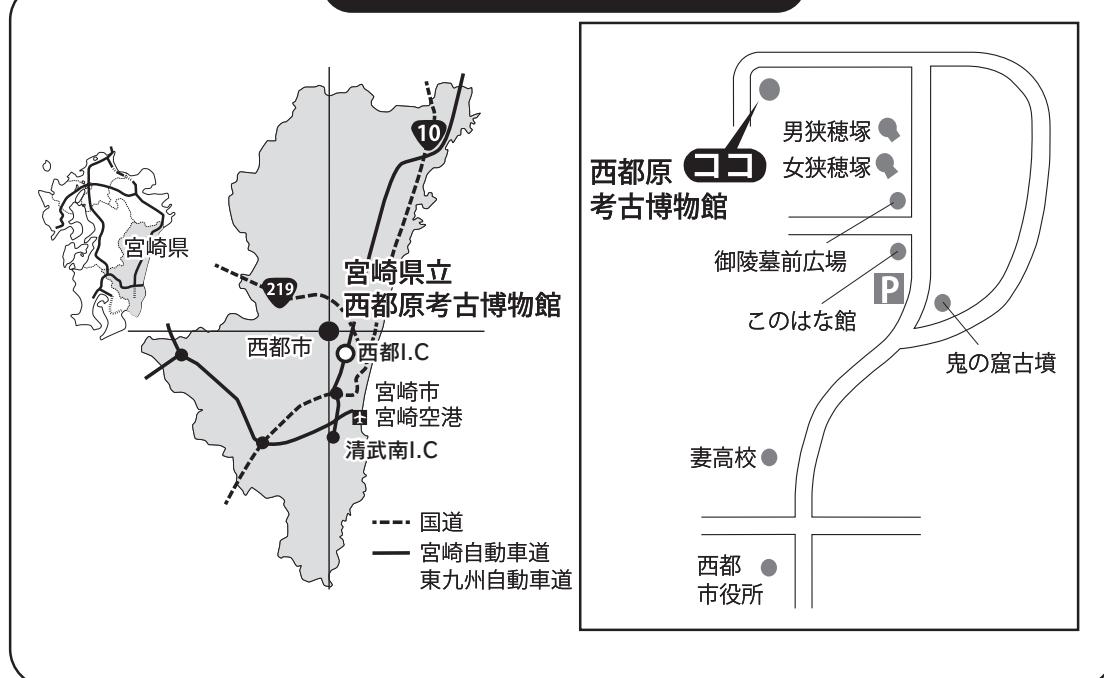
交通 

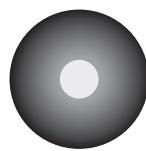
- ・車 / 宮崎市より国道 219 号線経由約 40 分  
東九州自動車道西都 I.C から約 10 分
- ・バス / 宮交シティより「西都原考古博物館前」行きもしくは、「西都」行き  
乗車約 70 分  
「西都バスセンター」経由「西都原考古博物館前」で下車  
(「西都バスセンター」からタクシーで約 10 分)

所在地等 

- 〒 881-0005 宮崎県西都市大字三宅字西都原西 5670 番  
TEL : 0983-41-0041 / FAX : 0983-41-0051  
<http://saito-muse.pref.miyazaki.jp>

### ご案内図





Saitobaru Archaeological Museum  
of Miyazaki Prefecture

西都原  
考古  
博物館

2017(平成29)年度

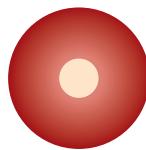
## 宮崎県立西都原考古博物館年報

Saitobaru Archaeological Museum of Miyazaki Prefecture

2018年6月

編集・発行：宮崎県立西都原考古博物館  
〒881-0005 宮崎県西都市大字三宅字西都原西5670番  
TEL:0983-41-0041 FAX:0983-41-0051  
<http://saito-muse.pref.miyazaki.jp/>

印 刷：藤屋印刷株式会社  
〒883-0045 宮崎県日向市本町7-15  
TEL:0982-52-7171 FAX:0982-56-1208



Saitobaru Archaeological Museum  
of Miyazaki Prefecture

西都原  
考古  
博物館

